

## CONTENTS

### 《全世界》

- BT、AT&T、コンサートの合併解消を決定 ..... 2  
 英国ブリティッシュテレコム（BT）と米国AT&Tの合併企業、コンサート（Concert）の解体が決まった。国境を越えた巨大キャリア時代の幕開けと喧伝され、94年に事業開始した英米二社の合併解消によって、国際電気通信事業者による再編は振り出しに戻ったかにもみえる。90年代の巨大キャリアの合唱連衡をリードしたBT、AT&Tは本業の不振と次世代携帯電話事業の重圧から経営上の転機を迎えるが、もはや協調の時代に逆戻りはなく、国際通信を巡る勢力均衡主義の様相はさらに深まりを見せていく。

### 《英国》

- BT、画期的な再編成へ ..... 6  
 BTの画期的な再編成計画が明らかとなった。BTは11月19日をもってBTグループ・ピーエルシーとmmO<sub>2</sub>ピーエルシーに分割される。mmO<sub>2</sub>という化学式のような会社名をつけるのはお堅いイギリス人としては異例のことであろうが、そこにBTの新しい意気込みが読み取れる。この“demerger”とBTが呼んでいる再編成計画の背景と中身を探ってみる。

### 《フランス》

- フランス政府、3G免許料を大幅引き下げ、免許期間の延長も ..... 19  
 フランス政府は3G免許料の大幅な引き下げと免許期間の延長を決断。本年初頭の審査で3G事業者の候補者集めに失敗した同国は、免許条件の緩和を通じて新たな候補者を呼び込み4社による競争体制を整えたい考え。

### 《デンマーク》

- デンマーク、第三世代携帯電話の周波数免許を交付 ..... 21  
 非公開の入札により免許を交付したデンマークの3G免許選定に関する状況のほか、デンマークの携帯電話市場を概観する。

### 《スウェーデン》

- スウェーデンの通信市場概況 ..... 27  
 北欧最大の市場規模を誇るスウェーデンの情報通信について、規制動向ならびに事業者動向を中心にその現状を紹介する。

### 《シンガポール》

- シンガポールの通信市場概況 ..... 36  
 世界でもトップクラスの目覚ましい発展を遂げてきた都市国家シンガポールの規制動向、事業者動向ならびに市場の現状を紹介する。

### 《シンガポール》

- ヴァージン・モバイル・アジアがシンガポールでサービス開始 ..... 44  
 今回のイベントは同社にとってアジア地域進出への希望に満ちた第一歩になる筈だったが、初日からトラブルが発生。どうにかトラブルを解決したものの、サービス自体に真新しさがあるわけでもなく同社の先行きに対するアナリスト等の評価は厳しいものとなっている。

### 《タイ》

- タイで新通信法案が国会を通過 ..... 46  
 2001年10月10日のタイ下院で、激しい討論後276対76で懸案の新通信法が成立した。しかし、外資制限が従来の49%から25%への改悪となっており、早くも批判や見直し検討発言が出ている。



## 全世界

### BT、AT&T、コンサートの合併解消を決定

英国ブリティッシュテレコム (BT) と米国AT&Tの合併企業、コンサート (Concert) の解体が決まった。国境を越えた巨大キャリア時代の幕開けと喧伝され、94年に事業開始した英米二社の合併解消によって、国際電気通信事業者による再編は振り出しに戻ったかにもみえる。90年代の巨大キャリアの合唱連衡をリードしたBT、AT&Tは本業の不振と次世代携帯電話事業の重圧から経営上の転機を迎えるが、もはや協調の時代に逆戻りはなく、国際通信を巡る勢力均衡主義の様相はさらに深まりを見せていく。

コンサートの源流は91年9月に設立が発表された「シンコーディア (Syncordia)」に遡り、多国籍企業向けの国際通信システムを一元管理することに主眼を置いたBTのグローバル戦略に端を発していた。それ以前から計画されていた「パスファインダー (Pathfinder)」を具体化したもので、戦後のITU (国際電気通信連合) の国際協調レジームの殻を打破する戦略として世界の電気通信関係者に衝撃を与えた。

シンコーディアはその後にコンサートに名称を変え、大西洋をはさんだ戦略提携ラッシュを誘発。BT自身もコンサートの発足に続き93年6月、MCIに20%資本参加し北米市場に地歩を固めた。一方でドイツ・テレコム、フランス・テレコムが「アトラス」を設立し連合を組み、米国スプリントの株式の20%を取得、96年にはコンサートの対抗勢力として「グローバル・ワン」の布陣を確立。欧州の“弱小”連合としても、オランダ、スウェーデン連合の「ユニコム」が91年10月に誕生。92年8月にはユニコムの出資2社が母体となり、ユニソースが発足し、その後95年までにスイスPTT、スペイン・テレフォニカが参加し提携網を拡大していった。

AT&Tも対抗上、シンガポールテレコム、KDD (当時)、ユニソース等とコンソシアム「ワールドパートナーズ」を93年に立ち上げた。さらにAT&Tはその翌年の94年にはAT&T40%、ユニソース60%の共同出資で「ユニワールド」を発足させた。

そしてルース (loose) ・アライアンスとされたワールドパートナーズが解体に進むなか、AT&TとBTの欧米二大キャリアが98年7月、コンサートで合併契約に調印、これによって、国際通信の世界の版図は『コンサート VS グローバルワン』で固まったとジャーナリズムの世界では盛り立てた。

「コンサートはインターネット通信を含めた国際通信のリーダー」(ポーンフィールドBT会長)になる構想との自負を示し、「世界でもっともグローバル展開の進んだ国際通信事業者」(同)とBT側の期待とは裏腹に、AT&Tとの提携が実現した時点で、国際通信の世界の潮目は変転を余儀なくされていた。コンサートの前身であるシンコーディアの計画段階からすでにインターネットの商用利用の動きが立ち上がり兆しを見せ、欧米通信規制当局と通信事業者は旧来通信秩序との調整に腐心しつつも、戦略提携の前提になる国際単純再販免許で多大なエネルギーを費やし





たが、時代の趨勢の前には既存のキャリアのこうした努力のリターンが想定していた以上に抑制されたのも、コンサートの敗因のひとつでもあった。その意味では、コンサートの解体はこの時すでに運命づけられていたともいえる。

コンサート解体でAT&T、BTの合併解消について国内外メディアの評価は、経営上の問題を指摘し、電気通信世界の構造変化と明確には位置付けていない。英Financial Times紙（2001年10月8日付英国版）によると、合併解消の根源には、「BTの米国内での拡張戦略を置き換えたものであり、AT&Tにとっては喪失した多国籍企業の欧州顧客の再獲得」という両親会社の同床異夢の構図を指摘している。多国籍企業向けのエンド・ツー・エンドのサービス提供を狙いとしたコンサートだが、AT&T側は大西洋を挟んだメガコンペティションの波動を自国市場で最小限に抑えるために競合事業者BTを困り込ませたものであり、BT側の戦略性と調和するのが土台無理という“消極的”提携が失敗の構図に位置付けられている。

「距離の死」という言葉に裏付けられるように、1860年代の国際電信技術の実用化を嚆矢に、国際通信の普及と進歩がグローバル化の駆動力となってきたのはいうまでもない。一方、戦後再始動したITU体制下の国際決済料金制度では、巨額の投資額に比して相対的に料金が抑えられ、マーケティングと通信のバックグラウンドになる母国市場の経済力が増すほど貿易収支上の赤字も拡大するという奇異な制度でもあった。世界最大のサービス貿易黒字国の米国が、構造的に国際電話決済収支の赤字を裏付けていた。

そうしたクビキに加え、規制緩和と競争激化の潮流、とりわけ91年末のマストリヒト条約調印で欧州市場統合の流れに抗うように大西洋をはさんだ動きで勝負に動いたのがBTでもあった。BTの動きを市場活性化の起爆財にし国際単純再販を徐々に規制緩和していくのが米国当局の政策意図でもあった。FT紙の論調通りに言えば、BTの米国市場での攻勢を抑止するための『ビンの蓋』論的な同盟関係がコンサートだった。

コンサートは20億ドル（2420億円）の累積損失を抱え、事業収入が伸び悩むなかにあって、毎四半期3億ドル（363億円）のランニングコストを計上。今回の合併解消によって、構造的な赤字計上体質の要因のひとつを解消でき、事業再構築と収益回復を経営の至上命題にする両社にとっては、干天の慈雨となる。両親会社の保有株式価値も20億ドル（2420億円）程度。解体コストも軽微なものにとどまる。両者からすれば、重荷のひとつを下ろしたに過ぎない提携解消である。

## ●COMMENT

国際電気通信キャリアの90年代の提携関係を象徴するコンサート解体後も世界の電気通信事業者の関係では『勢力均衡主義』が支配的な行動原理になる構図に変わりはない。

1865年、大英帝国の覇権下でITU（International Telegram Union）が国際政治上初の政府間協調組織として産声をあげた。国際協調とはいえ、実態は大英帝国単独で世界の電信網を抑えることができない管理限界を克服する目的の、極めて覇権国に偏った片務的な国際協調レジームでもあった。そうした国際電信の枠組みは短波無線、衛星、海底同軸ケーブルと技術進歩をたどる中、戦後のITU（International Telecommunication Union）へと発展的に引き継がれ、さらにインテルサットの誕生によって「片務的な国際組織から双方向の組織に」（David Held





“Global Transformations” 1999) 生まれ変わり、協調の名に値するレジームが形成された。

1947年のブレットンウッズ体制の発足と、GATT（貿易関税に関する一般協定）体制に連なる米国主導による戦後の世界経済秩序構築の一環であった。対等な協力関係の下に国際公共財としての国際通信網の建設、保守、運用、そして一定の国際ルールに従った決済システム。これらは機能上は双方向とはいえ、政治的な背景、構図からすると、米国覇権下の協調体制が戦後スタート。

「帝国の逆襲」……。91年、KDD総研が創刊間もない本誌でこう特集した。シンコーディア（後のコンサート）に象徴される協調の殻を破ったエンド・ツー・エンドの国際通信の動きを、19世紀末から戦後にかけての大英帝国覇権国の片務主義的な国際通信時代の再来と位置付けたわけだ。「帝国復活」の予言通りに、国際通信の枠組みは急激な変貌を遂げた。

巨大キャリアの提携関係拍車に歩調を合わせるように、ITU、インテルサットを主軸にした政府間協調の有り様は有名無実化。91年のマーストリヒト条約の締結による欧州市場統合とトランス・アトランティック時代の幕開け。WTO（世界貿易機関）の本格始動に先立つ93年12月のGATTウルグアイ・ラウンドの「新しい多角的なサービス貿易体制」の基礎が固まり、国際通信のレジームはITUからWTOに事実上、シフトした。これによって、「国際公共財」として140年間位置付けられてきた国際通信は、自由主義、市場主義を原則とする“普通の貿易財”“普通の経済財”に位置付けられ、伝統的な巨大キャリアに大きな構造変化の波頭が押し寄せたわけだ。

戦略的な展開に打って出た、欧米主要キャリアではあるが、98年のコンサートを巡るAT&TとBTの合弁契約には、10年間にわたって模索した多国籍企業向けデータ通信をめぐる合従連衡の結末が見えていた。従来の国際通信が公共財から貿易財へ転化したとはいえ、国家主権による新しい情報通信を巡るグローバルガバナンスの手は緩むことない。94年のナポリサミットで初めて情報通信がテーマに浮上し「情報社会に関する関係閣僚会議」の開催で合意。ITU世界電気通信開発会議で当時の米国ゴア副大統領が「世界情報通信基盤」（GII）構想を提唱。世界市場において「核の傘」ならぬ「情報の傘」を米国主導で提供しようという動きが時代に趨勢として散見され、「帝国の復活」が見かけ上進む一方で、国家主権とりわけ米国の主導権確保の動き広がりつつあるかにも見えた。

だが、金融資本の自由化と同様に、米国主導で設計され切り開かれたかに見える新しい市場の動きは、設計者の意図とは無関係に自己増殖、急激な拡大を見たのが90年代の経済全般に共通して見られる動きでもあった。今回の提携破綻も当時の米国当局者はじめ、多くが予想し得なかった出来事でもある。

BTが世界戦略で「帝国の逆襲」を試み、MCIがワールドコム傘下に入り、従来の交換型のツリー状ネットからインターネットへの急速なシフトにさらされ、苦し紛れに競合相手（AT&T）の懐に飛び込んだ。コンサートを巡るAT&Tの戦略提携と合弁解消の実態でもある。その結果はどうか。コンサートの解消、および欧米系キャリアの国内本業部門の不振と次世代携帯電話事業に向けた債務・投資負担の重圧から、巨大キャリア受難の時代に突入した。たしかに、90年代にBT主導のコンサートを後押しするかのよう英国内では米国事業者の国際単純再販免許が付与され、10年の歳月を経て母国市場ではかつての盟友MCIを買収したワールドコムに国





際電話のシェアが流れ、市内固定網サービスはケーブルTVの攻勢にさらされる。一方のAT&Tも事業再構築に最初で最後の賭けに臨む。「まさにコンサートどころの話ではない」というのが実態だろう。

国内外メディアの多くはコンサートの解体を「国際協調時代の終わり」とも位置付けるが、むしろ確かに言えることは、「時代の終わり」ではなく「はじまり」だ。「協調の時代」はすでに10年前の「帝国の逆襲」で終わりを告げ、英米覇権国のない「勢力均衡」を模索し続ける時代がさらに本格化してくる。通信の世界でいうと「歴史の終焉」は当面ない。巨大キャリア再生の有無はともかく、いずれかにでも事業メリットがなくなれば同盟関係を大胆、速やかに解消する「勢力均衡」の歴史が国内外の世界規模で続く・・・。

(森川 裕二)

<出典・参考文献>

Eiichi Ito "Universal Information Infrastructures" 12.1994

Financial Times 2001.10.8

David Held, "Global Transformations" 1999

"苦境欧米通信世界まき込む大競争 (上)" 2001.4.18 日本経済新聞社

<文中の換算率>

1US\$=121円 (2001年10月1日東京市場TTS)



KDD RESEARCH



## 英国

### BT、画期的な再編成へ

BTの画期的な再編成計画が明らかとなった。BTは11月19日をもってBTグループ・ピーエルシーとmmO<sub>2</sub>ピーエルシーに分割される。mmO<sub>2</sub>という化学式のような会社名をつけるのはお堅いイギリス人としては異例のことであろうが、そこにBTの新しい意気込みが読み取れる。この“demerger”とBTが呼んでいる再編成計画の背景と中身を探ってみる。

#### 1. はじめに

BTが画期的な再編成計画を発表した。そのポイントは、BTをBTグループ・ピーエルシーとmmO<sub>2</sub>ピーエルシーの二つの持株会社に分割し、それぞれの下にいくつかの運用会社を設置するというものである。BTはこの再編成を“demerger”と呼んでいるが、この言葉を載せていない英和中辞典もあり、あまり見かけない用語である。しかし、Mergerの反対ということで、企業分割を意味するのだなということは十分推察できるし、事実そのとおりなのだ。日本では子会社化することでも、分離とか分割とかいうようだが、英米ではそのような見方は通用しない。このBTの再編成は、昨年11月に発表されたAT&Tの再編成計画と相通ずるものがあり、英米の代表的キャリアの身を切る改革として注目される。以下この計画の背景と手続き的特色、そして将来の展望について紹介する。

#### 2. 背景

世界の5大電気通信事業者といえば、NTT、AT&T、ドイツテレコム（DT）、フランステレコム（FT）そしてBTが挙げられる。これら5社の中では、FTが比較的落ち込みが少ないといわれているが、各社とも大なり小なり苦境にあるといえる。これら各社に対しては、いずれも規制当局が競争の推進のために、既存の大手事業者对新規参入者よりも厳しい規制を課すいわゆる非対称的規制を事実上適用している。DTなどはこの点についてははっきりと不満を表明している。BTは規制当局であるOfcomの政策について表向きは不満の態度を示していないが、Ofcomの規制がBTの経営上重荷になっていることは間違いない。

NTT、AT&T、DT、FTの株価の現状は、いずれも一貫して下げ基調を続けており、この低落振りはそれぞれの国の株価指標の下げ率をかなり上回っている。これを各社別に2000年の高値と2001年10月18日の終値とを比較すれば、NTTは2000年の高値182万円（1月）から50万8900円と実に72パーセントの下げ、2000年11月の





公募価格94万9000円からでも46パーセントの下げとなっている。AT&Tは2000年の高値60.71ドル（7528円）（3月）から17.90ドル（2220円）とこれも70パーセントの下げを記録している。一方、東京証券取引所外国部に上場しているDTとBTの下げも厳しい。DTは2000年の高値1万600円（3月）から1950円売り気配と、88パーセントの下落というまさに驚くべき値下がりである。また、BTは2000年の高値2400円（1月）から584円と、これも76パーセントの大幅値下がりである。株価ばかりが経営のすべてでないことはいうまでもないが、このような各国を代表する電気通信事業者の株価がいずれも3年足らずの間に70パーセントを上回る値下がりという様変わり状態になってしまったということは、電気通信事業の経営環境の厳しさを如実に語るものといえよう。

このような世界のテレコム・オペレーターの見る影もない凋落ぶりは、各社それぞれ事情があることであろうが、共通していえることは固定電話が携帯電話に食われて、加入数、トラフィックともに下降傾向に転じたこと、一時天井知らずの上昇振りを示した携帯電話もやや伸びが鈍ってきたところへ、第3世代サービスに備えての投資負担のために、財務状況が悪化したこと、さらには投資先会社の経営不振などによるM&Aの失敗などを挙げることができよう。このような状況を打開するために、各社とも対応策を真剣に検討していると思われるが、2000年11月のAT&Tの再編成計画と今度のBTの移動通信事業の分離は、一つの共通の要素があるといえよう。すなわち、一つの経営組織の中に固定通信事業と移動通信事業が並存することは相互の利益相反現象をもたらし、経営理念の相違もあり、形式上はメイン・ラインを意識する固定部門と実質的に総合通信会社の担い手になってきた移動部門の対立が、会社の発展の妨げになりかねないという点から、両部門の分離を決意させるに至ったものであろう。

### 3. 手続

今回の再編成計画の特色は、実質的にはBTから無線通信部門（BTワイアレス）を子会社を含めて分離するものである。ただ、手続的には複雑な要素があり、従前の株主に新設の持株会社2社の株式を割り当てるというものであるが、BTと同社の株主の間の一種の和解（Arrangement）として法的構成がなされている。したがって、この再編成計画（Scheme）は英国の1985年会社法<sup>（注1）</sup>第425条の規定<sup>（注2）</sup>により裁判所の監督の下に、株主数の過半数で株式数の四分の三に相当する株主が出席した株主会議<sup>（注3）</sup>の承認を得なければならないこととされている。このスキームは複雑で、難解を極めていますが、次に項を改めて説明する。

以下今回の再編成手続きのプロセスを期日順に紹介する。

（注1）

英国の1985年会社法は1998年会社法によって一部改正されているが、現行の会社法である。同法は、本文747条と別表25から成り、英国の法令集で600ページに及ぶ大部の法律であり、BTの再編成に関しては第XIII部「和解及び再編成」（第425～430条）が適用される。

（注2）

1985年会社法第425条は、第XIII部の最初の規定で、会社の再編成に関して債権者及び株主の同意を条件として、裁判所の監督のもとに実施する会社の権能を規定している。この債権者及び株主の同意は、総債権者数又は総株主数の過半数で、総債権又は総株式の四分の三を代表する債権者又は株主が出席した債権者会議又は株主会議の決議によって行うこととされている。

（注3）

株主会議は、株主総会とは別のもので、10月23日には株主会議が先に行われ、その終了後に株主総会が開かれる段取りになっているが、株主会議は10時30分に開始され、その15分後の10時45分に株主総会が開始されるということで、株主会議はセレモニーのようなものではないかと思われる。

日本の商法にも2000年の改正によって会社の分割の規定（商法第373条から第374条の31まで）が導入されたが、分割の手続としては合併の場合に近いものとされ、その承認に株主総会の特別決議が要求されているのみで、特別の株主会議のようなものは規定されていない。



KDD RESEARCH



2001. 9. 1	mmO <sub>2</sub> 、事業部門として事実上の発足
2001. 9. 15	東京証券取引所、BT株式を監理ポストに移行
2001. 9. 18	株主に再編成計画の詳細を記載した回章（Circular）を送付
2001. 9. 25	株主に株主会議と臨時株主総会の開催通知と議決権行使書を送付
2001. 10. 23	株主会議と臨時株主総会開催、圧倒的多数で全議案承認
2001. 11. 16	分割計画（スキーム）登録、ロンドン証券取引所・東京証券取引所、BT株式の取引終結
2001. 11. 19	BTグループとmmO <sub>2</sub> 発足予定、東京証券取引所、BT株式上場廃止

#### 4. 再編成計画

BTの再編成計画はスキームに詳細な手続き事項が記載されているが、その概要を取りまとめると次のとおりである。

##### (1) SPT受託者<sup>(注4)</sup>への貸付

BTは、SPT受託者がSPT株式を引き受け、SPTの費用を支払うために必要であるとBTの取締役会が認めた資金をSPT受託者に貸し付ける。

##### (2) BT株式の消却

SPT受託者がSPT株式を引き受け、SPT受託者の名前が当該株式の所有者としてBTの株主名簿に登載された場合は、事後に裁判所の確認を得ることを条件として、直ちに次の措置を執る。

(a) 当該BT株式を消却することによってBTの株式資本を減少させる。

(b) 資本の減少を条件とし、かつ、その実施とともに次の措置を執る。

(i) 前記によって消却したBT株式と同数の株式を発行することによって株式資本を従前の額に増加させる。

(ii) BT株式の消却の結果としてBTの会計帳簿に生じた準備金を前記によって発行された新しい普通株の払込に充当し、その全額払込み済みの株式をmmO<sub>2</sub>に割り当てる。

##### (3) BT株式消却の対価

BT株式の消却及び前記による新しい普通株式の発行の対価として、mmO<sub>2</sub>ピーエルシーは、次の(4)及び(5)の規定に従うことを条件として、mmO<sub>2</sub>の株式を次の基準でBTの株主に割り当て、発行する。

(注4)

SPT (Special Purpose Trust) は、直訳すれば「特別目的信託」ということになるが、BTの株式の消却から新株式の発行までの間の特別の株式（SPT株式）を保有し、BTからmmO<sub>2</sub>ピーエルシーとBTグループ・ピーエルシーへの円滑な移転を確保するための信託事業を指し、その受託者をSPT受託者と呼んでいる。





<スキームの登録時に保有されていたBTの株式一株につきmmO<sub>2</sub>の株式一株>

(4) mmO<sub>2</sub>の株式の割当て及び発行

(a) 第3項に基づいて発行されるmmO<sub>2</sub>の株式はこのスキームの完全発効日の後にmmO<sub>2</sub>ピーエルシーの普通株式に対してなされ、支払われ又は宣言されるすべての配当その他の分配に対して、このスキームの第9項に規定するところに従い、このスキームの完全発効日に発行されていた他のすべての株式とすべての点において平等に格付けされる。

(b) mmO<sub>2</sub>の株式の発行及び割り当てに関する第3項の規定は、法によって課せられる禁止又は条件に服する。ただし、外国に居住する株主に対して株式を発行することが不可能か、きわめて手続き的に面倒である場合は、mmO<sub>2</sub>ピーエルシーは、その裁量により次のいずれかの措置を執ることができる。

(i) 第3項の規定に基づいてかかる株主にmmO<sub>2</sub>ピーエルシーの株式を割り当て又は発行する代わりに、株主の受託者としてのmmO<sub>2</sub>ピーエルシーによる指名者に対して株式を割り当て及び発行する。この場合、指名者は、本分割が発効した後できるかぎり速やかに、mmO<sub>2</sub>ピーエルシーの当該株式を売却の時点において得られる最善の価格で売却し、第5項の規定に従って、当該売却後7日以内にその純売得金を小切手又はワラントによって当該株主に送付する。この売却について悪意の行為又は故意の不履行があった場合を除いて、BT、mmO<sub>2</sub>ピーエルシー又は指名者は売却の時期又は条件の結果として生じた損害について責任を負わない。

(ii) mmO<sub>2</sub>の株式がかかる株主に発行され、mmO<sub>2</sub>ピーエルシーが本第4項 (b) (ii) に従って行動する者を指名し、その者が当該株主のためにmmO<sub>2</sub>ピーエルシーがかかる決定を行った対象株式を取得する権限を付与されている場合に、スキーム完全発効後できるかぎり速やかに、mmO<sub>2</sub>ピーエルシーの当該株式を売却の時点において得られる最善の価格で売却し、第5項の規定に従って、当該売却後7日以内にその純売得金を小切手又はワラントによって当該株主に送付する。かかる売却に効力を付与するために、指名された者がかかる移転を実施し、指示を与え、その者が必要又は便宜と考えるその他のすべてのことを行うためのかかる株主の代理人としての権限を有する。この売却について悪意の行為又は故意の不履行があった場合を除いて、mmO<sub>2</sub>ピーエルシー、BTグループ・ピーエルシー又は指名者は売却の時期又は条件の結果として生じた損害について責任を負わない。

(c) 前第4項 (b) に基づくいかなる売却も、mmO<sub>2</sub>の株式について英国上場審査機関の公式上場及びロンドン証券取引所の取引の許可がなされるまでは実施できない。mmO<sub>2</sub>の株式の売却に先立ち、BTの株式の保有者がBTグループ・ピーエルシーの株式を受け取る資格が生じた場合は、該当のBTグループの株式は、mmO<sub>2</sub>の株式と同じ方法で措置される。

(d) スキームの完全発効日の後11営業日以内に、mmO<sub>2</sub>ピーエルシーは、第3項によって発行が必要とされるmmO<sub>2</sub>の株式のすべてを発行し、割り当てなければなら





## ●英国

(注5)

クレストコ・リミテッド (CRESTCo Limited) は、次注のクレストの業務を担当する機関で、日本の財団法人証券保管振替機構に類するものである。

(注6)

クレスト (CREST) もあまり見かけない言葉で、グランドコンサイス英和辞典では「株売買のコンピュータ・システム」と訳されているが、BT資料では「証券取引のペーパーレス決済及び株券不発行株式の保管のシステム」と説明されている。前注のクレストコ・リミテッドによって運営される。

ない。またmmO<sub>2</sub>ピーエルシーは、スキーム登録日に株券の形で保有されていたBTの株式の場合は、mmO<sub>2</sub>の株式の株券を株主に郵送しなければならない。スキーム登録日に株券の形でなく保有されていたBTの株式の場合は、mmO<sub>2</sub>ピーエルシーは、クレストコ・リミテッド<sup>(注5)</sup>がBT株主のクレスト<sup>(注6)</sup>における適切な株式勘定に貸記するように指示する。

### (5) 株券及び支払い

(a) このスキームに基づいてなすことが要求される株券、受領書、小切手又はワラントの配送は、すべてスキーム登録日にBTの株主名簿に記載されている宛て所へ郵送する。

(b) BT、mmO<sub>2</sub>ピーエルシー又は第4項 (b) に掲げる指名者のいずれもこのスキームの規定に従って送付される株券、受領書、小切手又はワラントの喪失又は遅延に関して責任を負わない。

(c) すべての小切手及びワラントは、英国の決済銀行においてポンドによって支払われるものとする。

(d) 本項の上記の規定は法律によって課せられる禁止又は条件に服することを前提として効力を発する。

### (6) BTの株式を代表する株券

スキームの完全発効日をもって、BTの株式を代表する株券は、当該株式に関する効力を停止する。株券の形をとらないBTの株式の所有者に関しては、当該株主の資格を抹消するようクレストコに指示する。

### (7) 支払いの委託その他の指示

(a) BTの株式及びBTの配当再投資制度に関して、スキーム完全発効日の直前に有効であったBTに対するすべての委託その他の指示は、撤回され又は修正されないかぎり、このスキームに基づいて発行され、割り当てられる対応するmmO<sub>2</sub>の株式及びmmO<sub>2</sub>ピーエルシーによって設定されることとなる配当再投資制度に関して、スキーム完全発効日からはmmO<sub>2</sub>ピーエルシーに対する有効な委託その他の指示となる。

(b) mmO<sub>2</sub>の株式及びmmO<sub>2</sub>ピーエルシーによって設定されることとなる配当再投資制度に関して、分割の発効日の直前に有効であったmmO<sub>2</sub>ピーエルシーに対するすべての委託その他の指示は、撤回され又は修正されないかぎり、分割計画に基づいて発行され、割り当てられる対応するBTグループの株式及びBTグループ・ピーエルシーによって設定されることとなる配当再投資制度に関して、分割の発効日からはBTグループ・ピーエルシーに対する有効な委託その他の指示ともなる。

### (8) BTによる移転

BTはスキーム完全発効日に続いて次の事項を行う。



KDD RESEARCH



(a) 支払うべき対価はmmO<sub>2</sub>ピーエルシーからBTへの債務（以下「mmO<sub>2</sub>債務」という。）として会社間貸借勘定に残存するという条件で、O<sub>2</sub>リミテッドをmmO<sub>2</sub>ピーエルシーに帳簿価格で移転させること。

(b) mmO<sub>2</sub>債務に関してmmO<sub>2</sub>ピーエルシーの負債のBTグループ・インベストメンツによる引受け及びmmO<sub>2</sub>ピーエルシーのかかる負債からの解放について同意すること。

(c) この提案に関するすべての費用を支払うこと。

#### (9) 分割

本分割が実施される場合は、本分割を実施するために必要とされる配当を承認するためのmmO<sub>2</sub>ピーエルシーの決議（以下「本決議」という。）において、スキームに基づいてmmO<sub>2</sub>の株式の所有者となり、かつ、英国の管轄以外の地に住所を有するBT株式の従前の所有者に関して、BTグループ・ピーエルシーによる本分割に基づくBTグループの株式の割当て及び発行が当該管轄の法律に違反するか、又は当該割当て及び発行に対してBTグループ・ピーエルシーが従うことが不可能であるとする政府の同意、登録、届け出その他の手続き若しくはBTグループ・ピーエルシーが不相当に面倒と考える遵守が要求されることを通知された場合は、BTグループ・ピーエルシーはその裁量によって次に掲げるいずれかの決定をすることができる旨を定めることができる。

(i) 本決議に従ってかかる株主にBTグループ・ピーエルシーの株式を割り当て又は発行する代わりに、株主の受託者としてのBTグループ・ピーエルシーによる指名者に対して株式を割り当て及び発行する。この場合、指名者は、本分割が発効した後できるかぎり速やかに、BTグループ・ピーエルシーの当該株式を売却の時点において得られる最善の価格で売却し、本決議に従って、当該売却後7日以内にその売得金を小切手又はワラントによって当該株主に送付する。本決議において、この売却について悪意の行為又は故意の不履行があった場合を除いて、mmO<sub>2</sub>ピーエルシー、BTグループ・ピーエルシー又は指名者は売却の時期又は条件の結果として生じた損害について責任を負わない旨を定めることができる。

(ii) BTグループの株式がかかる株主に発行され、BTグループ・ピーエルシーが本決議に従って株主のために行動する者を指名し、その者が当該株主のためにBTグループ・ピーエルシーがかかる決定を行った対象株式を取得する権限を付与されている場合に、本分割が発効した後できるかぎり速やかに、BTグループ・ピーエルシーの当該株式を売却の時点において得られる最善の価格で売却し、本決議に従って、当該売却後7日以内にその純売得金を小切手又はワラントによって当該株主に送付する。本決議において、かかる売却に効力を付与するために、指名された者はかかる移転を実施し、指示を与え、その者が必要又は便宜と考えるその他のすべてのことを行うためのかかる株主の代理人としての権限を有すること及びこの売却について悪意の行為又は故意の不履行があった場合を除いて、mmO<sub>2</sub>ピーエルシー、BTグループ・ピーエルシー又は指名者は売却の時期又は条件の結果として生じた損害に





## ●英国

ついて責任を負わない旨を定めることができる。

### (10) このスキームの運用

(a) このスキームは、1985年会社法第425条に基づく命令の正式写しが登記のために会社登記官に適法に送達されたときに効力を発する。

(b) このスキームが2002年3月31日までに又はBTとmmO<sub>2</sub>ピーエルシーが合意し、裁判所が許可したそれより遅い日までに効力を発しない場合は、このスキームは効力を発することはない。

(c) BTとmmO<sub>2</sub>ピーエルシーはともに、すべての関係者のために、裁判所が承認すること又は要求することが適当と考えるこのスキーム又はその条件に対するいかなる改正又は追加に対しても同意する。  
(以上スキームの引用終わり)

このスキームはその規定事項があまりにも細目にわたっており、その表現も難澁を極めているが、それだけこの再編成が重大なもので、利害関係者の予期し得ないクレームにも備えておかねばならないということであろう。このスキームで文言上大きなウェイトを占めているのは、海外居住者の所有する株式に対する新株式の発行に関することであるが、日本BTでもこの点に配慮し、日本の株主が不利にならないよう要望しているとのことである<sup>(注7)</sup>。

このスキームの記載からすると、再編成の発効後、まずmmO<sub>2</sub>ピーエルシーの株式が発行され、それに続いてBTグループ・ピーエルシーの株式が発行されることになるものと思われる。

再編成計画の概要は以上のとおりであるが、再編成の当事会社で正式には未発足のはずのmmO<sub>2</sub>ピーエルシーとBTグループ・ピーエルシーがすでに会社登録番号<sup>(注8)</sup>を保有しており、法人として成立している模様で、法人化(incorporation)と資本化(capitalisation)は別のものであり、またmmO<sub>2</sub>ピーエルシーの先駆会社と見られるO<sub>2</sub>リミテッド<sup>(注9)</sup>の機能はどうか、mmO<sub>2</sub>ピーエルシーとBTグループ・ピーエルシーの発足に伴いBTピーエルシーの組織がどうなるのかなど公開資料でははっきりしない面がある。

また、誰もが不思議に思うのは、新設される無線通信事業者の社名がmmO<sub>2</sub>という化学式のような記号名で、何をやる会社かわからないものになった点であろう。BTではすでに同社の携帯電話サービスにO<sub>2</sub>というブランドを使っており、これは「携帯電話サービスが生命の維持に不可欠な酸素のようなものという含意があり、新しい社名はそれを発展させたものである」という見方について、日本BTに照会したところ、そのような見方も社内にあるということを確認していた。

## 5. BTの現況

BTといえば、世界の最大手電気通信事業者の中でもAT&Tに次ぐ存在であるというイメージが今でも多くの人の中に存在しているようだが、ドイツテレコムに追い

### (注7)

従来外国株式の分割による無償交付があった場合は、株券の交付は行われず、その株式を売却して、売得金を交付するのが一般的であったが、今回は親株が消滅するのであるから、そのような方法では株主権の強制買上げになり、問題である。

### (注8)

BTグループ・ピーエルシーやmmO<sub>2</sub>ピーエルシーなどまだ発足していないはずの会社が、株主総会資料によると、すでに会社登録番号が付与されている。BTの円滑な移行を図るために、僅少の資本でペーパー・カンパニー的に設立されているのかもしれない。

### (注9)

O<sub>2</sub>リミテッドという会社も登録されているが、どのような活動をしているのか明らかでない。



KDD RESEARCH



抜かれ、数年前にフランステレコムにも先を越され、世界第5位の地位に甘んじている。一時はテレコムイタリアにベストファイブのポジションを明け渡すのも時間の問題とさえ言われたものであるが、テレコムイタリアの社内事情もこれありで、さすが5位の座を守り通している。

このような国際競争の熾烈さに加えて、英国電気通信庁（OfTel）の厳しい規制の下で、BTの政策は揺れ動いてきた。欧州電気通信事業者の中では随一の技術開発力を誇りながら、商用化の面では独仏の後塵を拝することも多かった。国際戦略でも先進的な進出計画を積極的に展開してきたが、挫折することも多く、長期的見通しの甘さも否定できない面があった。

このような状況の中で、非効率的な海外出資を整理し、現状での全社体制を整備した上で、次の飛躍に向かって前進しようというのが今回の再編成のねらいであるといえよう。電気通信事業の中で成長部門である移動通信事業を分離して、衰退期に入ったといわれる固定通信事業のみでBT本体を維持してゆくという戦略について、疑問を呈する向きも多いと思われる。しかし、OfTelのBTに対する会計分離と部門別財務諸表作成の要求は厳しく、同一会社の中に固定通信事業と移動通信事業を共存させる経理上のメリットは少なく、両事業間の利益相反現象も今後増えるものと思われ、守りの固定通信事業と攻めの移動通信事業では戦略の方向性にも差異があるはずであり、両事業の分離には合理性があるといえるであろう。

BTの組織関係の取組みを2000年版と2001年版のBTアニュアル・レポートから見ると、2000年版では1999年9月のBT免許改正に伴う部門別損益計算の徹底化要求への対処の意味を含む固定ネットワーク事業の卸売り事業と小売事業への分割を含むBTの内部組織の変更が中心的トピックとなっていたが、2001年版では5月22日付のボンフィールドCE（社長）のステートメントの中で、2000年10月に実施した卸売・小売両事業への分離に続いて、無線事業を分割し、BTワイアレスとフューチャーBTを設立することについて明言している。

一方営業成績の面では、売上の順調な伸びなど好調な業績を強調しているが、1999事業年度までかなり高率の利益をあげてきたのに、2000事業年度では一挙に大幅赤字に転落している。次に5事業年度の主要財務データを示す。

■表：BTの主要財務データ

（単位：一株当たりデータ（ペンス）を除き百万ポンド）

事業年度	1996	1997	1998	1999	2000
事業収入	17,379	17,411	18,223	21,903	29,666
営業利益	3,429	3,461	3,474	3,198	(336)
純利益	2,077	1,702	2,983	2,055	(1,810)
総資産	25,062	23,285	27,962	37,588	54,799
純資産	11,116	10,785	14,940	15,795	14,069
一株利益	32.8	26.6	46.3	31.7	(27.7)
一株配当	54.85	19.0	20.4	21.9	8.7

（出所：Annual Report and Form 20-F, 2001）



KDD RESEARCH



## ●英国

このデータから見れば、2000事業年度に事業収入が35.4パーセントも伸びているにもかかわらず21億ポンド（3708億円）の純利益から18億ポンド（3258億円）の欠損に転落したということは、営業費用の大幅増大があったものと見るほかないが、その多くは携帯電話関係の支出増ではないかと思われる。事実この期に54億ポンド（9720億円）という営業費用の増大があり、78億ポンド（1兆4040億円）の増収のかなりの部分を食ってしまったことになる。さらに営業外で、投資先からの撤退による特別損失が相当の額に上ったのではないかと思われる。そして、営業外の顕著な減益要因としては、支払利息の増大が9.3億ポンド（1674億円）に及んでいることが挙げられる。

一方、貸借対照表上は総資産が45.8パーセント増加しているにもかかわらず、純資産（株主持分）が逆に11パーセントの減少となっているが、このことは携帯電話関係の投資拡大による資金需要のための借入金の増加などによって、2001年3月末の負債総額が279億ポンド（5兆220億円）に達しており（アニュアル・レポートにおけるブランド会長のメッセージ）、財務構造がかなり悪化していることを示唆している。もっとも、日本、スペイン、スイス及びマレーシアの事業者への出資持分の売却などにより55億ポンド（9900億円）の資金を回収し、さらなる売却が進行中である（同上）というように、負債減額のための努力が展開されている。

この減益と財務構造の悪化が一時的なものであれば、蓄積の厚いBTのことであるからそれほどの打撃とはいえないであろうが、構造的なものではないかという懸念もある。このような財政事情も、BTが無線通信事業を分離する決断をした一つの要因と考えることができるであろう。

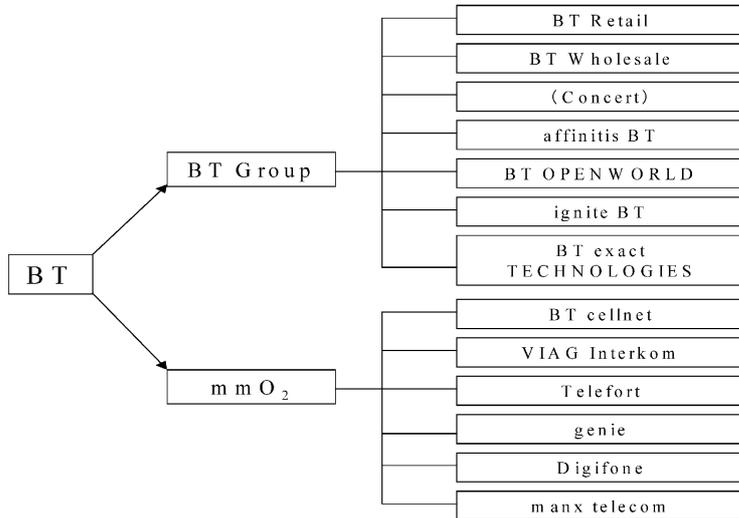
また、つとに解消のうわさが高かったBT/AT&Tの国際通信合併会社のコンサートの解体について、2001年10月16日に正式に合意した。コンサート合併協定の解消によって、BTは、AT&Tほどではないが、約17億ドル（2100億円）の特別損失の計上を余儀なくされる模様である。

このようにBTを巡る内外の情勢が多端な折に行われる再編成は、いろいろな意味で関係者の注目を集めるであろう。

## 6. 再編成後の組織

今回の再編成によって、BTはBTグループ・ピーエルシーとmmO<sub>2</sub>ピーエルシーの独立した二つの持株会社となるが、実際に事業を行う運用会社には現在の事業部門と運用会社が移行することになる。その構成を示すと次のとおりである。





## 7. ボーダフォン・グループとの競争

BTの再編成によって新たに発足するmmO<sub>2</sub> ピーエルシーは、英国を本拠とする移動通信専門のボーダフォン・グループ（旧称：ボーダフォン・エアタッチ）と激しい競争に入ると予想されるが、いかにせん現状ではその実力に明らかに大きな差異がある。この差異をいかに縮めて行くかがmmO<sub>2</sub> ピーエルシーの当面の最大の課題と思われるが、それに対するmmO<sub>2</sub> ピーエルシーの明確なビジョンはあまり示されていないように思われる。

mmO<sub>2</sub> ピーエルシーの当面の最大の競争相手となるものと思われるボーダフォン・グループは、世界の無線通信事業者で、米国のワールドコムのようにM&Aの成功によって成長してきた会社であり、手ごわい競争相手といえよう。いずれにしても、BTワイアレスは既存通信事業者の一事業部門であったが、mmO<sub>2</sub> ピーエルシーはNCCであり、独立して食うか食われるかの競争激甚の業界に投げ出されるわけであり、公益事業者的雰囲気から必ずしも脱却していない面があったBTから離れることとなって、その将来が注目されることである。

次に最近の両社の運用状況の比較を行ってみよう。



●英国

■表：BTとボーダフォンの加入状況（2001年度第2四半期末（9.30）現在） 単位：千加入

事業者グループ	BTワイアレス・グループの運用者別加入数			ボーダフォン・グループの運用者別加入数			
	区分	運用者	四半期末	前期末比較	運用者	四半期末	前期末比較
英国	BT	セルネット	10,968	78	ボーダフォン	12,799	251
ドイツ		フィアーク・インターコム	3,394	15	D2ボーダフォン	21,787	147
イタリア					オムニ・ボーダフォン	12,738	338
オランダ		テルフォルト	1,278	439			
アイルランド		ディジフォン	1,105	107			
マン島		マンクス	39	4			
米国					ベライゾン・ワイアレス	12,658	328
日本					J-フォン	6,726	352
その他						28,906	1,158
合計			16,784	643		95,614	2,574

(出所：BTグループ及びボーダフォン・グループのニュース・リリースから作成)

以上のデータから両社の活動状況を見ると、英国では両者の加入数の差はそれほど決定的ではないが、増加率からしてBTの一段の努力がないとボーダフォンとの差がさらに開く可能性がある。世界的カバレッジからすると、BTグループの提供地域がヨーロッパに限られているのに対して、ボーダフォン・グループは世界各地でサービスを提供しており、この差異は到底解消し得るものではない。したがって、BTグループとしては現行営業地域におけるシェアを高めることが最低限の戦略というべきであり、その上で他地域への進出を図るほかないであろう。

また、両社の収益状況を比較すると、次のとおりである。

(単位：百万ポンド)

事業者グループ	BTワイアレス		ボーダフォン・グループ	
	2000	1999	2000	1999
事業年度				
営業収入	3,408	2,170	21,428	16,590
EBITDA*	220	NA	7,043	5,504
営業利益**	(225)	NA	5,019	3,977

\*ここでのEBITDA（利息・租税・減価償却・消耗消却前利益）は異常項目調整前のものである。

\*\*ここでの営業利益は営業権及び異常項目調整前のものである。

(出所：ボーダフォン・グループ・アニュアル・レポート 2001、BTグループ・アニュアル・レポート 2000/2001)



KDD RESEARCH



以上のデータから両社の収益状況を見ると、ボーダフォンがBTワイアレスの収入の7倍程度となっているのは、加入数の差からしてやむをえないといえるが、収益力に歴然たる差があるのは、これから独立会社として船出するmmO<sub>2</sub>ピーエルシーにとっては、極めて厳しい競争状況だといわざるを得ない。

## COMMENT

今まで競争対応にともすれば遅れをとっているといわれることが多かったBTであるが、今回は思い切った改革に乗り出した。新世紀の通信といわれる第3世代移動電話の船出に当たり、ワイアレス・キャリア各社は社内の体制を固め、顧客の囲い込みに必死になっている。

このような時期に、BTグループの移動通信事業部門であるBTワイアレスは、同じ英国を本拠とするボーダフォン・グループに比較して経営のパフォーマンスでかなりの見劣りがしていた。2000事業年度の決算ではBTワイアレスは営業段階で赤字であった。電気通信事業の中でも成長部門といわれる移動通信部門がこのような状況では、BTグループとしても競争激化の業界においてグループ全体の屋台骨を揺るがしかねないという危惧に直面して、幹部が一大決心をしたものであろう。これには親密な関係にあるといわれる米国のAT&Tが2000年後半から段階的に実施している再編成も呼び水になったといえよう。

いずれにしても賽は投げられたのであり、mmO<sub>2</sub>ピーエルシーとしては厳しい競争の中で効率性を高め、巨人ボーダフォン・グループに対抗してゆく実力を涵養することが不可欠であろう。これが不可能であれば、mmO<sub>2</sub>ピーエルシー自体がM&Aの標的とされることさえ考えられないわけではない。

そして、BTの再編成がBTワイアレスの分離で終結するものとは考えにくい。さらに二の矢、三の矢が用意されているのであろう。BTグループの中での垂直的、水平的分離が電気通信事業者の国際的再編成の嵐の中で進められるであろう。

なお、今回の再編成で日本の株主がどうなるかということであるが、スキームでは外国居住の株主の持株の処理について詳しく規定されており、最終的には外国人株主に交付されるべき株式を売却してその売得金を交付する場合もあるとされているので、この点を日本BTに照会したところ、そのような処理は株券の交付が法律上困難または不可能な国に居住する株主にのみ適用されるものであり、日本の株主の場合は株式で交付されるということであった。ただ再編成後のBTグループ・ピーエルシーとmmO<sub>2</sub>ピーエルシーの株式はどちらも東京証券取引所には上場されないことになっているので、取引上不便になることは避けられない。これにより、一時10社近くあった外国情報通信事業者の上場株式は、テレフォニカとドイツテレコムのみとなり寂しさを禁じえない。

〔謝辞〕 本稿の執筆に当たり日本BT広報部の上羽場憲治氏に膨大な資料のご提供と再編成計画に関する細部にわたる質問に懇切なご説明をいただいた。ここに誌上を借りて深甚の謝意を表明する。

(清家 秀成)

<文中の換算率>

1US\$=124円 (2001年10月26日東京市場TTS)

1ポンド=180円 (同上)



KDD RESEARCH



## ●英国

### <出典・参考文献>

- ・ British Telecommunications Plc 2001年度定時株主総会召集通知
- ・ British Telecommunications Plc 臨時株主総会召集通知
- ・ 臨時株主総会に関する公告 — British Telecommunications Plc (日本経済新聞2001年10月5日)
- ・ 佐々木光枝、欧米の主要通信事業者の事業再編① BT、海外電気通信2001年10月号
- ・ Vodafone Group Annual Report 2001
- ・ Companies Act 1985 (1985 Chapter 6), Law Reports 1985  
(以下BT資料)
- ・ BT Annual Report and Form 20-F 2000
- ・ BT Annual Report and Form 20-F 2001
- ・ Introduction from Chairman
- ・ Circular to Shareholder — Our plans to create two new holding companies
- ・ BT Group Listing Particulars
- ・ mmO<sub>2</sub> Listing Particulars
- ・ mmO<sub>2</sub> Listing Particulars Summary
- ・ mmO<sub>2</sub> Registration Statement to SEC (Form 20-F)
- ・ BT today, October 2001
- ・ Strait talking — A simple guide to broadband
- ・ その他BTニュース・リリース等



KDD RESEARCH



## フランス

### フランス政府、3G免許料を大幅引き下げ、免許期間の延長も

フランス政府は3G免許料の大幅な引き下げと免許期間の延長を決断。本年初頭の審査で3G事業者の候補者集めに失敗した同国は、免許条件の緩和を通じて新たな候補者を呼び込み4社による競争体制を整えたい考え。

フランス政府は10月16日、通信事業者や産業界から批判の多かった第3世代携帯電話事業（3G）の免許取得料を大幅に引き下げると発表した。具体的には、免許取得企業から一律49.5億ユーロ（約5,450億円）を免許期間内に分割徴収する方法<sup>(注10)</sup>を改め、各社から6.19億ユーロ（約680億円）の一時金（固定）を徴収したうえ、3Gサービス開始後に同事業収入の一定割合（課税率は今後協議されるが1~2%となる見通し）を追加徴収する方法に切り換える。同時に政府は、サービス導入準備の遅れに配慮し、免許の有効期間を当初の15年から20年に延長することを決めた。さらに政府は、これまで慎重だったインフラの共有化を容認する意向である。3G事業では、免許料の支払いだけでなく、インフラ構築にも莫大な資金を要するだけに、今回の免許料引き下げは、参入を目指す事業者にとって大きな負担の軽減につながる。

欧州では、3Gの事業者選考にオークション（競争入札）制を採用した英国やドイツなどで免許料が軒並み高騰、通信バブルの崩壊と相俟って通信各社の財務体質が急激に悪化した。この影響で昨秋以降、3G事業への参入を見合わせる事業者が相次いだ。なかでも、本年1月に比較審査（ビューティー・コンテスト）を実施したフランスでは、免許申請者の数が政府の用意した4つの事業者参入枠を下回る事態に見舞われた。免許を申請したのは、オレンジ（Orange）（フランステレコム）及びSFR（Vivendi Universal、Vodafoneらが出資）の2社のみで、結局この2社が免許を取得、残る2つの免許枠は現在も埋まっていない。

フランス政府は、免許条件の緩和を通じ、より多くの事業者を3G市場に呼び込みたい考えである。政府は早速、残る2つの免許を交付するための準備作業に着手、早ければ年内にも2度目の審査手続きを開始する予定である。仏通信規制機関ARTによれば、免許交付先の最終決定は2002年秋になる見通し。

#### COMMENT

交付後に免許料を引き下げるという異例の措置にフランス政府が踏み切った背景には、免許条件の再考を求める通信事業者側の激しい抵抗があった。既に3G免許獲得を決めているOrangeとSFRの2社は、第1回目の納付期限にあたる本年9月末日までに、免許取得料の一部（6.19億ユーロ）を政府に支払うことになっていた。とこ

(注10)

免許取得企業は、免許料の半分を最初の2年間で支払い、その後の13年間で残りの半分支払うことになっていた。



KDD RESEARCH



## ●フランス

ろが、SFRを傘下に置くメディア企業大手Vivendi Universalが、「免許交付当時と現在とではビジネス環境が全く異なるため、3G免許料も適正な価格に修正すべき」と主張し、政府が条件見直しを行うまで免許料の支払いを拒否するという大胆な行動に出た。その後政府が法的手段に訴える構えを見せたため、最終的にはVivendi Universalも支払いに応じたが、こうした事業者側の強い働きかけが政府を条件見直しへと導くきっかけとなった。政府は当初、免許料収入を年金準備基金に充当する目論見であったが、景気の減速傾向が強まるなかで、将来性が見込まれる3G事業の育成には免許料見直しはやむを得ないとの判断があったように想われる。また、前回の比較審査で免許の売れ残りを経験し、もはや失敗が許されないフランスにとって、新たな候補者を確実に集めるのに免許条件の緩和は避けられなかったとも言える。その場合には当然、先に免許を取得した2社にも同等の条件を適用せざるを得なくなる。免許剥奪のリスクを背負いながら抗議行動を起こしたVivendi Universalには、最初からそうした読みがあったのかも知れない。

欧州では、インフラ整備の遅れから、スペインが3Gサービスの開始時期の延期（本年8月から2002年6月に）を認めたり、英国、ドイツ及びオランダが事業者同士によるインフラの共同構築を容認する見解を示したりと、免許条件緩和の動きはこれまでも見られたが、免許発行後に免許料を引き下げるのはフランスがはじめて。フランス政府の決断が周辺国の3G免許保有者を刺激するのは確実だが、免許料を修正すれば免許獲得に失敗もしくは断念した事業者の反発は避けられないことから、免許の割当を終えた国がフランスの動きに追随することは考えにくい。英国及びドイツの関係当局からは既に免許条件は変更しないとの方針が伝えられている。

フランスは、新たな条件の下、年内に2度目の審査手続きを開始する予定である。前回応募を見送った国内第3位の携帯電話事業者Bouygues Telecomは、フランス政府の発表の後、「不確定要素の多いUMTSの将来を考えれば、正しい方向に向かっている」と政府の決定を評価、「次回審査条件の詳細が明らかになれば、参加するかどうかを検討する」との考えを明らかにした。また前回途中棄権したSuez（仏複合企業）は今回も不参加の意向を表明している。この他、参入コストの高さから仏市場への参入を見合わせていたドイツテレコムやテレフォニカといった海外の大手通信各社が改めて戦略を練り直す可能性は高い。

（原 剛）

<文中の換算率>

1US\$=124円（2001年10月26日東京市場TTS）

1ポンド=180円（同上）

<出典・参考文献>

ARTホームページ（<http://www.art-telecom.fr/>）、

Financial Times（2001/10/1、10/2、10/3、10/17、10/19、10/24）、

Pyramid Research Perspective（2001/10/18）他



KDD RESEARCH



## デンマーク

### デンマーク、第三世代携帯電話の周波数免許を交付

非公開の入札により免許を交付したデンマークの3G免許選定に関する状況のほか、デンマークの携帯電話市場を概観する。

#### 1. デンマークの携帯電話市場の概要

デンマークの携帯電話は、Telecom Denmark（デンマーク電気通信公社、現在のTDCの前身）<sup>(注11)</sup>が、1982年にアナログのNMT方式によりサービスを開始した。その後1992年にデジタルのGSM方式の導入を機に、Sonofon<sup>(注12)</sup>が参入し複占体制になった。さらに1998年に、Telia Mobile Denmark（以下、Telia）およびMobilix（現在のOrange）<sup>(注13)</sup>の2社がGSM方式で参入し、4社体制となった。

4社体制によりデンマークの携帯電話市場は活性化され、携帯電話普及率は、1997年末には27.3%であったが、1998年末には36.3%に増加し、2001年6月末には68.3%にまで達している。また、携帯電話の加入者数は2001年8月末においておよそ398万人と推計され、2001年6月末における固定電話の加入者数388万人と比較して、2001年末には加入者数において、携帯電話が固定電話を上回ることになると予想されている。

上述のGSM事業者<sup>(注14)</sup>は、現在GPRS（general packet radio service）<sup>(注15)</sup>の導入により、パケット通信による高速なデータ通信を提供し、モバイルインターネットに対するニーズの取り込みを図っている。GPRSについては、使用する端末の供給の遅れが指摘されているが、今後漸次サービスが立ち上がるものと期待されている。これら既存事業者は、GPRSを通じてモバイルデータ通信を普及させ、本格的な3Gサービス（後述の第2項参照）の発展につなげたい意向である。

(注11)

Telecom Denmarkは、1991年にデンマークの通信事業を管理する持株会社Tele Danmarkを中心に再編された。その後Tele Danmarkは、2001年4月に社名をTDCと変更した。TDCは、Tele Danmark Communicationsを意味している。デンマークにおける事業は事業部制をとり、固定通信を所管するTDC Tele Danmarkを始め、TDC Mobile、TDC Internet、TDC Cable-TVおよび管理部門にあたるTDC Servicesからなっている。TDCの株式は、SBC（米）が42%保有し、残りの58%は公開している。デンマークの固定電話市場で2001年上半年期におけるTDCのシェアは、加入回線が90%、国内通話が62%、国際通話が49%である。

(注12)

Sonofonは、GN Store Nords（デンマーク）とBellSouth（米）により設立され、2001年6月にGN Store Nordsが保有株式をTelenor（ノルウェー）に売却したため、現在はTelenorが53.5%、BellSouth（米）が46.5%それぞれ株式を保有している。

(注13)

Mobilixは、2001年5月に社名をOrangeに変更した。

(注14)

デンマークの既存携帯電話事業者4社のうち、TDC、Sonofon、Teliaの3社がGPRSを本サービスとして、Orangeは試行サービスとして現在それぞれ提供している。

(注15)

GPRSは、現行の回線交換によるGSMサービスを高度化することによりパケット交換による高速データ通信を可能とするサービスで、G2にあたるGSMサービスと3Gサービスの過渡的なサービスとしての位置づけから「2.5G」と呼ばれる。GPRSでは、伝送速度がGSMによる9.6kbpsから最大171.2kbpsにまで増速することが可能と言われている。



KDD RESEARCH



## ●デンマーク

■表1：デンマークの携帯電話事業者

事業者	方式 (提供開始)	加入者数〔シェア〕 (2001年8月末)	主な出資者
TDC Mobile	GSM900/1800 (1982年)	1,934,750 〔48.6%〕	TDC (デンマーク) : 100%
Sonofon	GSM900/1800 (1992年)	1,105,000 〔27.7%〕	Telenor (ノルウェー) : 53.5% BellSouth (米) : 46.5%
Telia Mobile Denmark	GSM900/1800 (1998年)	365,000 〔9.2%〕	Telia (スウェーデン) : 100%
Orange	GSM900/1800 (1998年)	578,000 〔14.5%〕	Orange (フランス) : 53.6% Banestyrelsen (デンマーク鉄道) : 14% デンマーク企業5社 : 32.4%

(「Mobile Communications」等によりKDD総研作成)

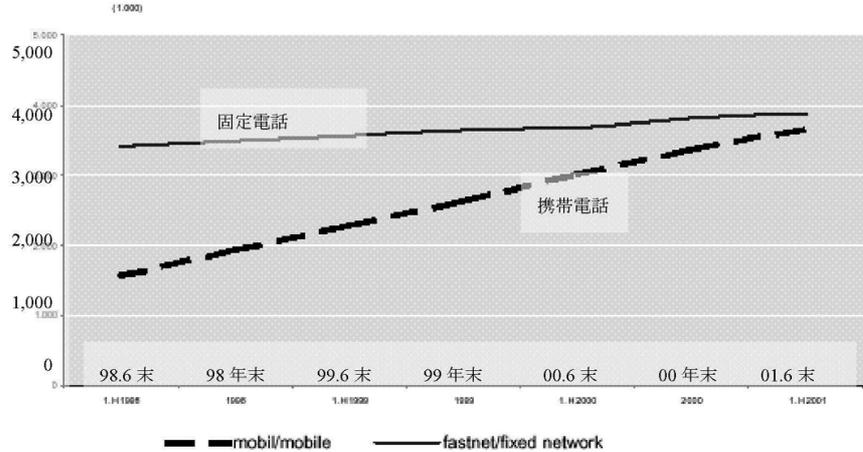
(表注) 出資者および出資比率は、2001年8月末現在である。

TDC Mobileの前身にあたるTele Danmarkは、1982年NMT方式によりサービスを開始した。表中のTDCの加入者には、NMT方式の加入者約4万加入を含む。TDCの株式は、SBC (米) が42%保有し、残りの58%は公開されている。

Orangeの株式は、フランステレコムが85%保有している。

■図1 デンマークの固定および携帯電話加入者数

単位：千加入

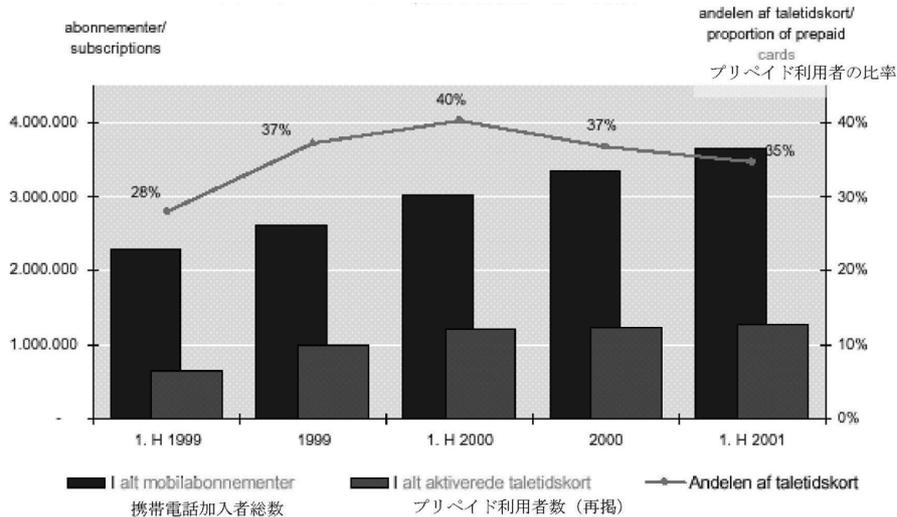


出典：デンマーク国家通信庁の資料



KDD RESEARCH

■図2 デンマークの携帯電話加入者の内訳



出典：デンマーク国家通信庁の資料

## 2. 第三世代携帯電話の免許

デンマークの第三世代携帯電話（3G）の周波数免許4件が非公開の入札により、2001年9月20日に交付された。応募者は5社で、1社が落選した。

免許の周波数は、2X15MHz+5MHzの1種類で、免許料は交付される4免許とも同額とされ、入札において4番目に高額な入札額を各免許の免許料とする方法が執られた。その結果、免許料は9億4,999万デンマーク・クローネ（DKr）（およそ1億2,700万ユーロ）に決定した。入札を受付ける最低基準額は5億DKrであり、免許料はこの額のほぼ2倍となり、最低基準額程度に納まるのではないかとの予想に反するものとなった。

免許を取得した事業者は、既存の携帯電話事業者、TDC Mobile（以下、TDC）、TeliaおよびOrangeの3社のほか、新規事業者であるHi3G Denmarkを加えた4社である。落選した事業者は公表されていないが、落選者はTelenor（ノルウェー）で、入札額が高額過ぎたためであったと伝えられている。Telenorは上述のように、Sonofonを通じてデンマークの携帯電話市場に参入している。同社は、3Gへの進出を断念するわけではなく、今後進出方法を検討する模様である。

自国で3G免許を取得したTDCは、出資関係を通じて自国以外に、オーストリア、オランダ、ベルギー、ポーランドの4か国で3G免許を保有している。また、スウェーデンに本拠を置くTeliaは、自国で3G免許の取得に失敗したが、この他、ノルウェーおよびフィンランドで3G免許を保有している。Orangeを傘下に持つフランステレコムは、出資関係を通じて、デンマークを含め3G免許を既に交付したEU加盟国13か国のうち11か国およびスイスで3G免許を保有している。新規に免許を取得したHi3G Denmarkは、香港のコングロマリット、Hutchison Whampoa（ハチソン）系列の企業である。ハチソンは、この他、イタリア、英国、オーストリア、およびスウ





## ●デンマーク

(注16)

この法律は、「Act on the Establishment and Joint Utilization of Masts for Radiocommunications Purposes etc.」(Act No.212、1999.3.30)である。

(注17)

デンマーク国家通信庁によるEU欧州委員会のヒアリングに対する回答「Denmark's Written Contribution to the Commission's Hearing on the Implementation of the Telecommunications Regulatory Package」(2001.9.5)参照。  
なお、この基本的考え方が、免許に明示的に規定されているかどうかは不詳である。

(注18)

サービスプロバイダーまたはMVNOには、免許は不要である。MVNOの構成要件は、通信法で正式に定義されていない。MVNOは、従来のサービスプロバイダーと同様に、MNOのネットワーク(ホストネットワーク)を介して自社のサービスを提供する点で、サービスプロバイダーの一種と見なされる。サービスプロバイダーとMVNOとの違いは、ホストネットワークからの自由度の違いにある。サービスプロバイダーは、ホストネットワークのSIMカード(携帯電話番号等が記録されたICチップで携帯端末に装着する)およびMNC(mobile network code、事業者識別コード)を使用し、ホストネットワークにおいて既に提供されているサービスを再販する事業者である。これに対し、MVNOは自社のSIMカードおよびMNCを使用し、自社独自のサービスを提供する事業者である。しかし、通信法の規定は、サービスプロバイダーとMVNOを区別していない。デンマーク国家通信庁によるEU欧州委員会のヒアリングに対する回答(2001.9.5)参照。



KDD RESEARCH

エーデンの欧州諸国のほか、オーストラリアおよび香港で3G免許を保有している。

今回交付された3G免許の期限は20年である。開始時期についての条件はないが、ネットワークの人口カバー率については、2004年末までに人口の30%を、2008年末までに人口の80%を最小限カバーしなくてはならないという条件が付されている。

デンマークは、1999年4月に「無線通信のための支柱の設置および共同利用等に関する法律」(注16)を施行した。この法律により、無線通信用のアンテナ設備を取り付ける支柱やビル、高層構造物を通信事業者間で共同利用することが認められ、支柱等の所有者に対してアンテナ設備の取付に関する要望に応じることを義務付けた。同法は、3G用設備にも適用され、3Gネットワークの建設に当たり、支柱の共同利用が認められる。

一方、デンマーク政府におけるネットワークの共同利用全般についての基本的な考え方は、移動体ネットワークの建設および運用に係る免許保有者は自社のネットワークを十分管理(full control)しなくてはならない、というものである。従って基本的には、免許保有者は自らネットワークを保有し運用することとされ、アンテナ自体を含め、コアネットワークまたは無線アクセスネットワークの要素を共用することは認められない(注17)。

また、移動体ネットワークを保有しないサービスプロバイダーによる、ネットワーク保有事業者(mobile network operator、MNO)のネットワークに対するアクセスに関しては、仮想移動体通信事業者(mobile virtual network operator、MVNO)(注18)によるアクセスも含めて、2000年6月に改定された通信法(注19)の相互接続に関する規定により規律されている。

通信法においては、相互接続の対象にサービスプロバイダーによるアクセス(注20)が含まれており、支配的事業者またはエンドユーザーへの唯一のアクセス手段を支配している事業者等は、相互接続に係る合理的な要望に対して、応諾しなくてはならない。ただし、当該相互接続によりネットワークの一体的な運用が妨げられる場合またはネットワークの容量を増加しなければならない場合等は、この義務を免れる。相互接続は事業者間の商業的な条件による合意に基づく。事業者間の交渉が合意に至らない場合、いずれかの当事者が国家通信庁に仲介を求めることができ、国家通信庁は最終的に相互接続の条件を決定する権限を有している(注21)。

デンマークにおいては、3Gに係る法制が上述のように整備されてきている。この枠組の中で、3G免許保有者がMVNOを交えて、どのような競争を展開するか、さらにEU全体の3G市場が期待どおり発展するかについて、注目されている。



■表 2：デンマークの3G免許保有者（非公開入札により2001年9月20日に決定）

事業者	主な出資者	周波数帯	免許料 (百万ユーロ)
TDC Mobile*	TDC (デンマーク) : 100%	2×15MHz+1×5MHz	127
Telia Mobile Denmark*	Telia (スウェーデン) : 100%	2×15MHz+1×5MHz	127
Orange*	Orange (フランス) : 53.6% Banestyrelsen (デンマーク鉄道) : 14% デンマーク企業5社 : 32.4%	2×15MHz+1×5MHz	127
Hi3G Denmark	Hutchison Whampoa (香港) : 60%、 Investor (スウェーデン) : 40%	2×15MHz+1×5MHz	127
合計	—	—	508

(デンマークの規制機関Telestyrelsenのホームページ等によりKDD総研作成)

(表注) 事業者の「\*」は、デンマーク2G携帯電話事業の既存事業者を表わす。

## COMMENT

3Gについては、2000年当初には将来性に大きな期待が集まり、英国、ドイツを中心に3G免許料が高騰した結果、高額な免許料が免許取得事業者の財務状況を急激に悪化させている。さらに、最近では3Gのためのアプリケーション不足、3G端末の供給の遅れ等、3Gをめぐる環境は厳しさを増すばかりである。

こうした厳しさとはうらはらに、EU加盟各国における3G免許の交付は終盤にかかっており、免許が未交付な国は、アイルランドとルクセンブルグの2か国となった。これらの国でも、近いうちに免許が交付される予定であり、EU全体で3Gを推進する体制が整うことになる。EUにおける3Gサービスは早ければ2002年下半期に開始される動きもあり、2003年以降本格的な3Gサービスが出揃うことが期待されている。

さらに、2002年からは中東欧諸国において3G免許の交付が計画されており、EUを越えて欧州全土で3Gが展開される方向が示されている。

(木庭 治夫)

### <文中の換算率>

1DKr=15.1円、1ユーロ=111.8円 (2001年10月30日東京の対顧客電信売相場)

### <出典・参考文献>

Total Telecom (01.9.21、他)

Mobile Communications (01.10.2)

Pyramid Research Perspective Europe (01.10.23、01.7.20)

デンマーク国家通信庁のホームページ (www.tst.dk)

EUのホームページ (http://europa.eu.int/)

TDCのホームページ (www.tdc.dk) 他

(注19)

この法律は、「Bill on Competitive Conditions and Consumer Interests in the Telecommunications Market」(L248、2000.5.31)である。同法の第4章「相互接続等」の第39条から第84条までに、相互接続に関する規定がある。

(注20)

通信法第39条第1項第3号に規定されている。なお、同法第40条第3項において、サービスプロバイダーによるアクセスとは、あらかじめ特定できない多数のエンドユーザーに対して提供される通信ネットワークまたは通信サービスを卸しにより購入すること、と定義されている。

(注21)

現在デンマークで事業を開始しているサービスプロバイダーまたはMVNOの事業者数は不詳であるが、スウェーデンの通信事業者Tele2が、Sonofonとの間で相互接続協定を締結し、サービスを開始している。なおこれまでのところ、事業者間の交渉に、国家通信庁が介入した例はない。



KDD RESEARCH



## ●デンマーク

■付表：中東欧諸国における3G免許交付スケジュール

国	交付予定時期	交付予定件数
ポーランド	2000年12月実施	3：PlusGSM、CenterTel、ERA
スロベニア	2001年9月実施	1：Mobitel
チェコ	2001年11月	3
クロアチア	2001年末	4
エストニア	2001年末	4
リトアニア	2001年末	4
ラトビア	2001年末	4
スロバキア	2002年	3
ハンガリー	2002年末～2003年	4
ルーマニア	2002年	4
ウクライナ	2002年～2003年	未定
ロシア	2003年	地域ごとに各2
ブルガリア	2004年	3

(Pyramid Research等によりKDD総研作成)



KDD RESEARCH

# スウェーデン

## スウェーデンの通信市場概況

北欧最大の市場規模を誇るスウェーデンの情報通信について、規制動向ならびに事業者動向を中心にその現状を紹介する。

### 1. 市場基礎データ

■表 1：スウェーデンの市場基礎データ

(1) 人口	約886万人	 <p>面積：約45万km<sup>2</sup>（日本の約1.2倍）</p>	
(2) 世帯数（1998年）	約400万世帯		
(3) GDP（2000年）	2,280億ドル		
(4) 1人当たりGDP（2000年）	25,700ドル		
(5) 電気通信市場規模（1999年収入）	約74億ドル		
(6) (5)のうち移動体通信市場規模（1999年収入）	約16億ドル		
(7) 固定電話加入者数（2000年末）	約579万回線		
(8) 同普及率（2000年末）	約65%	(12) インターネットホスト数（2000年10月）	941,700
(9) ISDN加入者数（2000年末）	約27万加入	(13) インターネット利用者数（2000年末）	約253万人
(10) 携帯電話加入者数（2001年7月末）	約670万加入	(14) CATV加入世帯数（1999年10月）	約220万世帯
(11) 同普及率（2001年7月末）	約75%	(15) 同ホームパス（接続可能世帯数）（1999年10月）	約260万世帯

【参照データ】

- (1) (3) (4) ; 外務省（日本）ホームページ（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>）  
 (2) (5) (6) (12) ; OECD通信白書2001  
 (7) (8) (9) (13) ; PTS統計データ「The Swedish telecommunications market 2000」  
 (10) (11) ; Informa Telecoms Group「Mobile Communications (2001/8/21)」  
 (14) (15) ; Inside Cable & Telecoms Europe（<http://www.inside-cable.co.uk/>）





## 2. 制度枠組み

### 2- (1) 根拠法

スウェーデンは、1993年に制定した電気通信法（Telecommunications Act）及び無線通信法（Radio Communications Act）を情報通信分野の基本法としている。後者はとくに無線周波数を使った通信事業活動に適用される。通信事業者の行動規範は、これら通信法やその関連規則のほか、個別に付与される事業免許によって規定されている。

### 2- (2) 政策決定／規制監督機関

スウェーデンでは、産業雇用通信省（Ministry of Industry, Employment and Communications）が情報通信セクターの主管庁として政策機能の全般を預かっている<sup>(注22)</sup>。

一方、同省の通信政策に基づき形成された法規制の遵守状況の監視にあたるのが国家郵便通信庁（Post- och telestyrelsen、以下PTS）である。PTSは1992年に創設された独立規制機関で、通信事業者の監督<sup>(注23)</sup>のほか、相互接続条件などを巡る事業者間紛争の処理、無線周波数の管理／割当、消費者保護などを主な任務とし、産業雇用通信省への定期的な活動報告を義務付けられている。またPTSの長官（Director General）は政府によって任命される（任期は6年）。なお、PTSはおよそ170名のスタッフからなり、その運営費は通信事業者の支払う免許料や無線周波数使用料などで賄われている。

### 2- (3) 主な規制内容

#### ■ 支配的事業者規制

EUの指令内容に則した支配的事業者規制を導入している。PTSから「顕著な市場力（Significant Market Power）を有する事業者（これをSMP事業者と呼ぶ）」に指定された事業者には、主に他事業者とのネットワーク相互接続に関する特別な義務、すなわち相互接続料金へのコスト指向原則の適用や相互接続に係る諸条件を定めた標準オファーいわゆるRIO（Reference Interconnection Offer）の公表、相互接続とそれ以外の業務の会計分離などの義務が課せられる。

スウェーデンでは2001年2月1日現在、旧独占事業者であるテリア（Telia AB）のみが固定及び移動体の両通信分野でSMPの指定を受けている。

#### ■ 免許制度

免許制度は大幅に簡素化されており、通信事業の運営は原則的に規制当局への届け出（notification）のみで可能となっている。ただし、事業活動の対象エリア、ユーザー数及びその他の条件から規制当局が必要と判断する場合に限り、個別免許の取得が必要となる。

#### ■ 料金規制

テリアに対しては、固定電話サービスの定額料金部分（回線設置料や基本使用料）にプライスカップ（料金上限）規制が適用されていたが、これについては2000年末を以って撤廃された。

(注22)

同省の所管業務は多岐にわたっており、通信事業のほか、郵便事業や第一次産業、観光事業、運輸、産業振興全般、都市計画及び地域振興、労働環境整備、競争政策、R&Dなどを担当している。

(注23)

PTSは、事業者の違法行為に対し業務停止措置を含む是正命令を行う権限を保持するほか、命令に背く違反者に対して罰金を科したり、場合によっては免許を剥奪するなどの広範な権限を有している。





#### ■ユニバーサルサービス

旧独占事業者にあたるテリアがユニバーサルサービスの提供者となっている。これにかかる費用は全てテリアが負担しており、事業者間で費用を分担するユニバーサルサービス基金のようなメカニズムは現段階で導入されていない。

#### ■優先接続

1999年9月より、市内通話、国内長距離通話及び国際通話を対象に優先接続（Carrier Pre-selection）制度が導入されている。しかしながら市内通話の優先接続に関しては、技術的な制約から現在はエリアコードのダイヤルが必要とされており、こうした点が市内通話市場における事業者間競争の妨げとなっている、との指摘が多い。このためPTSは本年2月、市内通話でも2002年2月以降エリアコードなしで優先接続が利用できるように必要な措置を取ることを決定した。

#### ■番号ポータビリティ

1999年7月よりフリーフォン（着信者課金サービス）などの非地理的番号を含む固定電話サービスを対象とした番号ポータビリティ制度が導入されている。さらに2000年5月には、本年9月から携帯電話にも同制度を導入するとの決定を行っている。

#### ■ローカル・ループ・アンバンドル（Local Loop Unbundling、LLU）（市内固定通信網の開放）

規制当局による制度化<sup>（注24）</sup>を待たずに、テリアは2000年3月から自主的にローカル・ループ・アンバンドル（サービス名称は「Kopparaccess」）の提供を開始した。しかしながら、テリアと実際に回線利用契約を交わした事業者はわずか数社に留まっているという。競争事業者からはテリアの料金設定に不満の声があがっており、PTSが料金水準の妥当性を検証している。

#### ■移動体通信網の開放（MVNOの提供形態の容認）

電気通信法の改正を通じ、携帯電話事業者には2000年5月から、保有する回線容量に空きがある場合に限り、他社へのネットワーク開放が義務付けられている。これに伴い異業種を含む複数の企業がMVNO（Mobile Virtual Network Operator、仮想携帯電話事業者）として携帯電話サービスの提供に乗り出している。

#### ■線路敷設権

法制化（「Right of Way Act」の制定）により線路敷設権は確立されている。

### 3. 規制緩和・市場自由化の状況

#### 3-（1）テリア（Telia AB）の民営化状況

社名をTeleverketからテリア（Telia AB）に変更し株式会社に移行したのが1993年7月。以来、全株式の保有を維持したスウェーデン政府は、2000年6月、ストックホルム証券取引所において同社のIPO（第一次株式公開）を実施し、株式のおよそ30%を市場に放出した。

また本年6月には、政府にテリア株式の過半数保有を義務付けた現行規定の見直しを求める法案が議会を通過した模様であるが、今のところ追加放出に向けた具体的な動きは現れていない。

（注24）

LLUの実施を加盟各国に義務付けるEU規則（Regulation）が2001年1月よりスウェーデンにも直接適用された。



KDD RESEARCH



## ●スウェーデン

(注25)

外資規制はなく、100%の外資参入が可能となっている。

(注26)

このうち次の13社が個別免許の交付を受けている。Facilicom International Sweden AB、Global One Services AB、Koppla Skandinavien AB、MCI WorldCom AB、NETnet International S.A.、RSLCOM Sweden AB、Sonera Sverige AB、Tele 1 Europe Holding AB、Tele2 AB、Telenordia AB、Telia AB、TeliTel AB、UPC Sverige AB。

### 3- (2) 通信市場の競争状況

スウェーデンは、欧州では英国にならんで通信市場の開放に積極的な国として知られており、EUの定めた通信市場の自由化期限（1998年1月1日）を待たずに、同市場の完全自由化を達成した。かつてはテリアの独占状態にあった情報通信の世界にも、現在では外資系企業<sup>(注25)</sup>を含む多数の事業者が市場参入を果たし、あらゆる通信分野で競争を繰り広げている。

## 4. 主な通信プレーヤー

PTSによれば、スウェーデンで何らかの通信事業を営む企業の数（届出数）は、2001年5月現在で251社にのぼると言う。以下、主な通信プレーヤーを市場セグメント毎に紹介する。

### 4- (1) 固定電話／データ通信分野

固定電話サービスの提供をPTSへ届け出た事業者は、2000年末現在で125社を数えた<sup>(注26)</sup>。このように固定通信分野では新規事業者が続々と市場参入を果たしたが、市内通話市場だけを見ると事業者間の競争はほとんど進展していない模様である。PTSの報告によれば、旧独占事業者テリア（Telia AB）以外の通信事業者が提供する加入者回線数は、未だ全体の1%にも満たないという。つまり、同市場では実質的にテリアによる独占の状態が現在も続いている。次頁表2は、2000年度の収入ベースでみた固定電話サービス市場における主要各社の市場シェアを表わしている。

テリアの市場シェアは、サービス収入全体でおよそ85%となっており、競争導入後も依然として高いシェアを保持しているのが分かる。一方、通話料収入だけを見た場合、Tele2及びTelenordiaをはじめとする競争事業者は、テリアから24%のシェアを奪取し、前年よりも6%シェアを伸ばした。これは主として、1999年9月から導入された優先接続の影響によるところが大きいと考えられる。ただし、国内通話（市内及び国内長距離）に限って言えば、競争事業者のシェアは18%に留まっており、ここに市内通話市場におけるテリアの支配力が如実に表れている。とはいえ、前述の通り2002年2月までには、市内通話サービスにおいても長距離通話サービスと同様の優先接続制度の整備が進められることから、事業者間競争は更に激化するものと予想される。



KDD RESEARCH



■表2：スウェーデンの固定電話市場シェア（2000年）（収入ベース）

事業者名	固定電話サービス 全収入(注1)	通話料収入 = (1)+(2)+(3)	(1)国内通話 (注2)	(2)携帯電話 への通話	(3)国際通話
Telia	84.6%	76%	82%	72%	59%
Tele2	7.0%	11%	9%	13%	13%
Telenordia	1.9%	3%	2%	4%	5%
その他(注3)	6.5%	10%	7%	11%	23%

〈表注1〉 通話料収入の他、回線設置料や基本使用料、フリーフォン、特別料金サービス、電話番号案内サービス等を含む

〈表注2〉 ダイヤルアップ接続によるインターネット通話を含む

〈表注3〉 Rix Telecom, Glocalnet, NETnet, Telitel, FaciliComなど

(出典) PTS統計データ「The Swedish telecommunications market 2000」に基づきKDD総研作成

#### ■テリア (Telia AB)

テリアは、固定電話から携帯電話、データ通信及びIPビジネス全般、さらにCATVまで、あらゆる通信サービスを取り扱う総合通信企業。かつてはスウェーデンの通信サービスを独占的に提供していた。従業員数は2000年末現在で29,868人。前述の通り、同社株式の70%は現在も政府が保有する。固定通信の世界では市場自由化後の現在も市場支配的な地位を堅持する同社であるが、国内マーケットの成熟化と今後予想される競争進展への対応として、北欧やバルト地域といった近隣諸国のほか、ロシアやポーランド、さらにはアジア地域にも事業を展開している。

同社は2000年度、540.6億SEK（スウェーデン・クローナ）（約5,950億円）の売上（連結）を計上した<sup>(注27)</sup>。これを事業別の売上構成で表わすと、固定電話が254.4億SEK（全体の47.1%）、携帯電話が120.4億SEK（同22.3%）、データ通信及びインターネットが37.2億SEK（同6.9%）、ネットワーク販売が31.2億SEK（同5.8%）、端末機器販売が30.2億SEK（同5.6%）、番号案内業務が17.3億SEK（同3.2%）、CATV事業が10.3億SEK（同1.9%）、その他事業が39.7億SEK（同7.3%）となっている<sup>(注28)</sup>。

#### ■Tele2 AB (旧名NetCom AB)

テリアに対抗する最大勢力で設立は1986年。固定電話はもとより、携帯電話、データ通信、インターネット、さらにはCATVまでを包括的に提供する総合通信企業である。本拠地スウェーデン (Tele2 Sverige AB) の他、近隣のノルウェー (Tele2 Norge AS)、デンマーク (Tele2 A/S) 及びフィンランド (Suomen 3G Oy) でも勢力の拡大を進める同社は、新電電としては北欧最大の規模を誇る通信事業者に成長した。同社の2000年度売上（連結）はおおよそ124.7億SEK（約1,370億円）。従業員は1,747人（2000年度平均）。

#### ■Telenordia AB

国内第3位の固定系通信企業で、ブリティッシュテレコム（以下BT）（英国）、TDC（旧名Tele Danmark）（デンマーク）及びテレノール (Telenor AS)（ノルウェー）の3社が1995年に設立した合併会社。その後2000年8月にTDCが同社からの撤退を決めたのに伴い、BTとテレノールの2社による均等出資のかたちが取られた。

(注27)

EBITDA（利払い前・税引き前・償却前利益）は202.3億SEK（約2,230億円）、純利益は102.8億SEK（約1,130億円）を記録。

(注28)

地域別の売上構成は、スウェーデン本国が464.7億SEK（全体の86.0%）、その他北欧諸国が50.9億SEK（全体の9.4%）、バルト諸国が1.4億SEK（全体の0.3%）、欧州地域が12.9億SEK（全体の2.4%）、その他全世界が10.7億SEK（全体の2.0%）となっている。



KDD RESEARCH



## ●スウェーデン

(注29)

テレノールがTelenordiaの名称及び主要顧客を引き継ぐことで合意。

しかし、両社は本年6月、Telenordiaにおける提携関係の解消を発表、本年9月末までに事業資産を分け合い、実質的に同社を解散することで合意に達した。この合意に基づきTelenordiaは10月以降テレノールの子会社として存続する<sup>(注29)</sup>。なお、Telenordiaの2000年度売上はおよそ18.2億SEK（約200億円）、同年度末の従業員数は595人。

### 4- (2) 移動体通信分野

74.92%（2001年7月末現在）の人口普及率を誇るスウェーデンの携帯電話市場では、現在下表3に示す3社が競争を展開している。

■表3：スウェーデンの携帯電話事業者

事業者名	提供方式	開始年月	加入者数	市場シェア	出資構成
Telia Mobile	NMT-450	1981年10月	60,000	49.2%	Telia (100%)
	NMT-900	1986年12月	—		
	GSM/DCS	1992年11月	3,235,000		
Comviq GSM	GSM	1992年 9月	2,360,000	35.2%	Tele2 (100%)
Europolitan	GSM/DCS	1992年 9月	1,048,000	15.6%	Vodafone (71.1%)

※加入者数は2001年7月末現在、データは「Mobile Communications」（2001/8/21）に基づく。

(注30)

PTSによると、2000年にポストペイド（契約）型ユーザーのARPU（average revenue per user）すなわち1ユーザーあたりの平均売上高（年間）が4,026SEK（約44,300円）であったのに対し、プリペイド型ユーザーのそれは639SEK（約7,000円）であった。2000年の各社ARPUは、高い方から順に、Europolitanが3,850SEK（約42,400円）、テリアが2,679SEK（約29,500円）、Tele2が1,752SEK（約19,300円）となっている。なお、スウェーデン国内のプリペイド型ユーザーの数は、2000年末現在でGSM利用者全体のおよそ44%を占めるという（前年比5ポイントの増加）。こうした影響から全ユーザーのARPUも年々減少する傾向にあり、1998年に2,952SEK（約32,500円）であったARPUは、1999年に2,741SEK（約30,200円）、2000年には2,511SEK（約27,600円）にまで減少している。



KDD RESEARCH

### ■Telia Mobile AB

テリアの100%子会社にあたるTelia Mobileが国内の携帯電話ユーザーのおよそ半数を占有している。テリアは2000年度、携帯電話事業から同社総売上の約22%に相当するおよそ120億SEK（約1,320億円）の売上を記録した。Telia Mobileの従業員数は2,952人（2000年末現在）。

### ■Comviq GSM (Tele2)

加入者数において約35%の市場シェアを有する国内第2位の携帯電話事業者は、前述Tele2の100%子会社のComviq GSMである。Tele2は2000年度、Comviq GSMを含む国内外の携帯電話事業からおよそ51億SEK（約560億円）の売上を計上した。同社は総収入のおよそ4割を携帯電話事業に依存している。

### ■Europolitan AB

加入者数第3位は世界最大の携帯電話会社Vodafoneグループに属するEuropolitanである。加入者数では上記の2社に大きく水をあけられた同社であるが、PTSの統計データによれば、3社を2000年度の売上高で比較した場合には、Europolitanの市場シェアは25%となり、Comviqの23%を僅かに上回る（テリアは52%）。この理由として、同社の顧客が企業ユーザー中心であること、したがって利益率の低いプリペイド型ユーザーの割合が他社と比べて低いことなどが挙げられる<sup>(注30)</sup>。従業員はおよそ1,400人。

なお、電気通信法が定めた移動体通信ネットワークの開放により、ネットワーク

を運営する上記の携帯3社にMVNOを受け入れる動きが広まりつつある。Europolitanはこれまでに6、7社のMVNOと回線のリース契約を交わしたという。複数のMVNO<sup>(注31)</sup>が誕生する一方で、回線リースを拒否された事例も報告されており、PTSが調査に乗り出している。

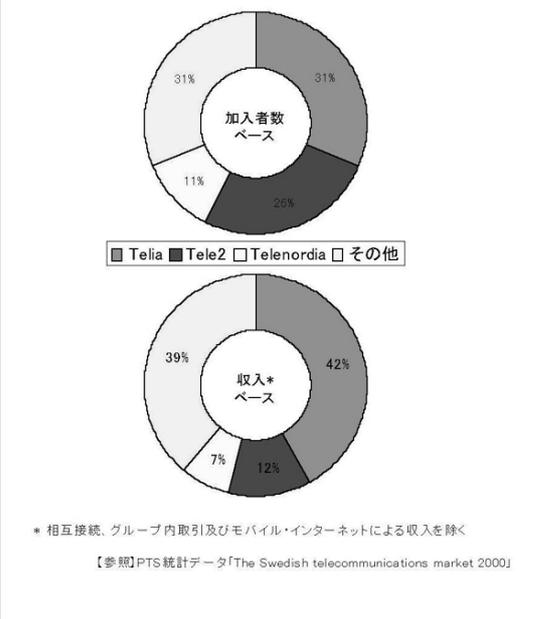
4- (3) インターネット分野

スウェーデンでは現在、大小あわせると約120社のISP（インターネット・サービス・プロバイダー）がインターネット接続事業を展開している。

2000年末のインターネット接続サービス市場における各社の市場シェアを右の円グラフに示した。テリア、Tele2及びTelenordiaの上位3社が、加入者数において7割弱、収入において6割強の市場シェアを握っている。

なお、スウェーデンでは2000年の秋頃からADSLの普及が始まった。PTSの推計では、2000年末現在ADSLを使ったインターネット利用者の総数はおよそ26,000人にのぼる模様（下表4参照）。LLUの制度化で接続条件の整備が進めば、競争事業者による同分野へ市場参入が今後加速するものと予想される。

■グラフ：インターネット・サービス市場シェア (2000年)



■表4：アクセス回線別インターネット利用者数（2000年末）

アクセス回線	一般ユーザー数	企業ユーザー数	合計	利用率
PSTN（～56kbps）	1,898,400	197,700	2,096,100	82.9%
ISDN	78,100	107,500	185,600	7.3%
携帯電話（GSM）	16,500	39,000	55,500	2.2%
XDSL	22,100	4,100	26,200	1.0%
CATV	62,900	—	62,900	2.5%
衛星	470	0	470	0.02%
その他（<2Mbps）	2,800	13,900	16,700	0.7%
その他（≥2Mbps）	76,800	6,800	83,600	3.3%
合計	2,158,100	369,000	2,527,100	100%

【出典】PTS統計データ「The Swedish telecommunications market 2000」

(注31) 代表的なMVNOにSense CommunicationsとTele1 Europeがある。また本年に入りDial n'Smileが事業を開始した。さらに今後はGlocalnet、HemEI（電力）、ICA（食品）、LunarStorm（サイト運営）、Mobysonといった企業の進出が予定される。





#### 4- (4) CATV分野

世帯加入率にして55%、ホームパス（ネットワーク普及率）にして65%、と国民生活に広く浸透するCATVサービスの分野では、テリアの100%子会社にあたるTelia InfoMedia TeleVision（サービス名はTelia Com Hem）が市場のおよそ6割を支配し、残る4割を前述Tele2の100%子会社KabelvisionやUPC（オランダ）傘下のStjarn TV-Naetetといったおよそ60社のCATV会社が分け合っている。

### 5. 第3世代携帯電話（3G）事業への取り組み

#### 5- (1) 3G免許の交付

PTSは2000年12月に、既存の2社を含む以下の4社に対し、第3世代携帯電話（3G）事業の全国免許（即日発効、2015年末まで有効）を交付した。事業者選考は書類による比較審査を通して行われ、免許獲得が確実視されたテリアが落選する予想外の結果となった。

- Tele2（企業概要上述）
- Europolitan（企業概要上述）
- HI3G Access

Hutchison Whampoa（香港）とInvestor（スウェーデン）が結成したコンソーシアム。出資率は前者が60%、後者が40%。

- Orange Sverige

フランステレコム傘下のOrangeを中核とするコンソーシアム。Orange（出資率は85%）の他、英国NTL（CATV）（同3%）、現地のSkanska（建設）（同10%）及びSchibsted（出版）（同2%）が資本参加。

#### 5- (2) 3Gインフラ共同構築の動き

免許獲得に失敗したテリアは本年3月、国内で最大のライバル関係にあるTele2と、3Gインフラの構築ならびに運営で提携関係を結ぶことを明らかにした。両社はこのための合併会社（名称はSvenska UMTS-nat AB）を均等出資で設立した。戦略上3G事業への進出が欠かせないテリアとインフラ構築に要する投資負担の軽減を図りたいTele2の思惑が一致したかたち。これによりテリアは、Tele2の取得した3G免許を同等に使用する権限を手に入れた。ただし両社は、インフラの共同構築で提携関係を結ぶものの、サービスの販売では従来通りの競争関係を維持する方針。なお、両社の合意は、PTSならびに競争政策当局の承認が条件となる。

一方、欧州各国の3G免許料の高騰により親会社が巨額の債務負担に苦しむ状況にあるEuropolitanとHI3G Accessの2社もまた、コストを節減する狙いからテリア／Tele2と同様の動きに出た。本年4月、両社は均等出資により合併会社（名称は3G Infrastructure Services AB）を設立することで合意、サービス販売上の独立性を維持しながら、スウェーデン人口の70%をカバーする3Gネットワークを共同で構築・運営することを決めた。さらに翌5月には、免許を保有する残りの1社Orange Sverigeがこれに合流したいとの意向を表明、合併会社に参加する方向で現在交渉が進められている。





(原 剛)

<文中の換算率>

1SEK (スウェーデン・クローナ) = 11円 (2001年9月25日東京の対顧客電信売り相場)

<出典・参考文献>

TSホームページ (<http://www.pts.se/>)、  
産業雇用通信省ホームページ (<http://www.naring.regeringen.se/>)、  
通信各社ホームページ、同年次報告書、  
Infoma Telecoms Group 「Mobile Communications (2001/8/21)」、  
外務省 (日本) ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)



KDD RESEARCH



# シンガポール

## シンガポールの通信市場概況

世界でもトップクラスの目覚ましい発展を遂げてきた都市国家シンガポールの規制動向、事業者動向ならびに市場の現状を紹介する。

(注32)

1999年におけるシンガポール発国際通話の宛先上位3ヶ国（トラフィックベース）は、マレーシア（全体の34.4%）、香港（同7.4%）、インドネシア（同5.2%）の順となっている。（出典：Tele Geography 2001）

(注33)

シンガポール以外のASEAN加盟国は、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、ブルネイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボディアとなっている。

(注34)

ASEAN加盟国のうち、シンガポールに続く通信市場規模となっているのは、マレーシア（25億USドル）タイ（16億USドル）である。ちなみに日本は約840億USドル、米国は約2,850億USドルである。（いずれもITU統計に基づく1998年の売上）。

(注35)

ASEAN諸国の携帯電話普及率は、ブルネイが33.83%、マレーシアが32.27%とシンガポールを含む3ヶ国が2桁代に達しているが、残りの7ヶ国の普及率は10%未満である。（いずれもGlobal Mobile誌（2001/9/12）に基づく2001年第2四半期のデータ）。

(注36)

参考までにアジア・オセアニア地域の主要国における携帯電話普及率を高い順に記載すると、台湾90.62%、香港83.11%、シンガポール72.46%、ニュージーランド67.28%、オーストラリア59.29%、韓国59.16%、日本50.09%となっている。（いずれもGlobal Mobile誌（2001/9/12）に基づく2001年第2四半期のデータ）。

### 1. 市場概況

#### 1- (1) シンガポールの概要

面積646平方キロメートル（東京23区とほぼ同じ）、人口およそ320万人の都市国家。1998年のGDP（国内総生産）は840億USドルで、国民一人当たりのGDPはおよそ2万6,000USドル（日本はおよそ3万2,000USドル）。主要産業は、製造業（エレクトロニクス、輸送機械、石油製品、金属製品）、金融、ビジネスサービスで、欧米諸国、日本ならびにマレーシアを主な貿易相手国としている<sup>(注32)</sup>。



又、ASEANの原加盟国<sup>(注33)</sup>である同国は、AFTA（ASEAN自由貿易地域）の規定により2010年迄に全ての産品に対する輸入関税の撤廃を目指して諸政策を進めている。

#### 1- (2) 通信市場の基礎データ

シンガポール通信市場の基礎データを表1にまとめた。

1999年度の同国通信市場における売上げは、およそ29億USドル（約3,400億円）で、その市場規模はASEAN10ヶ国中第1位である<sup>(注34)</sup>。また携帯電話普及率は72.46%と、ASEAN10ヶ国中最高であり<sup>(注35)</sup>、アジア・オセアニア全域の比較においても高いと言う事が出来る<sup>(注36)</sup>。





## ■参考2：マーケットの基礎データ

(1)	人口 (1999年)	約320万人	(7)	携帯電話加入者数 (2001年第2四半期)	3,000,000
(2)	世帯数 (1998年)	約81万世帯	(8)	同普及率 (2001年第2四半期)	72.46%
(3)	GDP (1998年)	840億 USドル	(9)	インターネット利用者数 (2001年6月)	約191万人
(4)	通信市場規模 (1999年)	約29億 USドル	(10)	同普及率 (2001年6月)	47.6%
(5)	電話加入者回線数 (2001年6月)	約195万回線	(11)	PC普及率 (1999年)	58.9%
(6)	固定電話普及率 (2001年6月)	48.5%	(12)	CATV加入世帯数 (1998年)	約16万世帯

### 【参照データ】

- (1)(2)(3)(4)(12) ; ITU Statistics as of April 2001  
 (7)(8) ; Global Mobile誌 (2001/9/12)  
 (5)(6)(9)(10) ; Statistics for Telecom Services (2001/6) (IDA作成)  
 (11) ; the Forth Information Technology (IT) Household Survey (1999) (NCB作成)

## 2. 制度枠組み

### 2- (1) 法的な枠組み

シンガポールでは、1999年に作成された「電気通信法」(Telecommunications Act)が電気通信の基本法とされている。

### 2- (2) 政策決定/規制監督機関

1999年6月に創設された通信情報技術省 (MCIT) が電気通信、情報技術の主管庁で、当該分野の政策策定 (大枠の方針) を担っている<sup>(注37)</sup>。

一方、通信情報技術省の政策に基づいて、電気通信、情報技術分野の具体的政策や関連規則の策定と実施、遵守状況の監視、免許付与等にあたるのは、同省の下部機関にあたる情報通信開発庁 (以下IDA) である。IDAは1999年12月に国家コンピューター庁 (NCB)、電気通信庁 (TAS) ならびに放送庁 (SBA) の技術部門が統合され新設された。設立の目的は、世界でもトップクラスの目覚ましい発展を遂げている同国の情報通信技術をより発展させていくための諸政策を推進していく事で、IDA法 (Info-Communications Development Authority of Singapore Act 1999) により具体的な義務、権限などが規定されている。尚、IDAの主な業務は以下の通りである。

- \* 情報通信技術促進のための諸政策推進
- \* 電気通信分野における法の遵守状況の監視
- \* 事業者免許の付与 (免許有効期間の延長ならびに短縮も含む)
- \* 違法行為を行った通信事業者への罰金支払命令ならびに起訴
- \* 事業者免許の剥奪ならびに事業停止命令
- \* 通信情報技術省に対する助言
- \* 情報通信技術分野の発展ならびに拡大への援助

(注37)

通信情報技術省は電気通信、情報技術の他に陸上交通、海洋交通、航空交通、気象、公共輸送の主管庁となっている。



KDD RESEARCH



## ●シンガポール

### 2- (3) 主な規制内容

#### 【優先接続】

同国では現在、優先接続は実施されておらず、また現時点では今後の導入も予定していない。

#### 【番号ポータビリティ】

2000年4月1日より固定電話の地理的番号及び非地理的番号（着信者課金サービス）に番号ポータビリティが導入されている。また、携帯電話、ページングの番号ポータビリティは1997年4月1日より導入されている。

尚、同国では設備ベース事業者（2- (3) 【免許制度】参照）に番号ポータビリティ導入の義務が課されている。

#### 【ユニバーサル・サービス】

公共電気通信事業者（PTL）に指定されているSingapore Telecom（以下、SingTel）、StarHub、SCVの3社に対してユニバーサル・サービスの義務が課されている。

尚、同国では基本的な電話サービス、公衆電話、公衆緊急通話ならびに海事緊急通話にユニバーサル・サービスが導入されている。又、ワイヤレス技術を用いている設備ベース事業者（FBO）には全国をカバーするネットワークの整備が義務付けられている。

#### 【ローカル・ループ・アンバンドル】

同国のドミナントであるSingTelならびにSCVの2社にローカル・ループ・アンバンドルが義務付けられている。

#### 【料金】

同国では公正報酬率規制（Rate of Return Regulation）並びにプライス・キャップ規制は導入されておらず、IDAがNIES（新興工業経済地域群）を始めとする近隣諸国の電気通信料金を参考にして定めたガイドラインに従って、各事業者が料金を設定する。

尚、IDAは事業者が定めた料金がガイドラインの規定から著しく外れている場合は、改定する様、指導する権限を保持している。

#### 【免許制度】

同国では、設備ベース事業者（FBO）ならびにサービスベース事業者（SBO）という事業者区分がなされている。区分別の概要を以下にまとめた。





	設備ベース事業者 (FBO)	サービスベース事業者 (SBO)
対象	独自の通信設備を保有し、サービスを提供している事業者	FBO事業者の伝送設備を借り受けて、サービスを提供する事業者
免許形態	個別免許 (許可制)	・個別免許 (許可制) ・クラス免許 (届出制) (注1)
義務	相互接続 インターオペラビリティ IDAが規定するネットワークのサービス品質保持 (注2)	IDAが規定するネットワークのサービス品質保持 (注2)
免許期間	10年～20年	個別免許は3年毎に更新 クラス免許はサービスの内容によって3年毎に更新するものと免許期間が無いものがある (注3)
免許料	1) PTL (注4) に指定されるFBO 毎年AGTO (annual gross turnover) の1% (最低25万Sドル/約1,700万円) を支払う 2) 地上通信網 (国内・国際・選択地域) 毎年AGTO (annual gross turnover) の1% (最低10万Sドル/約67万円) を支払う 3) 公衆セルラー電話・公衆広帯域移動体・公衆広帯域固定無線 免許付与実行時に決定される (入札若しくはオークション) 4) 公衆ページング・公衆移動体データ・業務用無線 毎年AGTO (annual gross turnover) の1% (最低1,200万Sドル/約8万円) を支払う 5) ブロードキャスト用地上通信網・ブロードキャスト用衛星リンク 毎年5,000Sドル (約34万円)	1) 個別免許の場合 毎年AGTO (annual gross turnover) の1% (最低10,000Sドル/約67万円) を支払う 注: Live Audiotex Serviceは3年毎に200Sドル (約13,500円) 支払う 2) クラス免許の場合 ・免許期間を3年毎に更新する必要がある事業者は3年毎に200Sドル (約13,500円) 支払う (注9参照) ・免許期間がない事業者は免許料は無料

【参照データ】 Full Competition in Telecommunications Sector (IDA)等

- 〈注1〉 個別免許を取得したSBO事業者は、FBO事業者より専用線を借りて国内ならびに国際の音声、データ通信サービス等を行う事が出来る。一方、クラス免許を取得したSBO事業者は、FBO事業者より専用線を借りて「付加価値型の」データ通信サービスを提供できるほか、FBO事業者の公衆網を借りた音声、データ通信サービス、或いは自ら設置したバックボーンISP向けアクセスポイントを通じたインターネットサービスを行うことが出来る。
- 〈注2〉 事業者は年4回、サービスの品質に関するレポートを提出する義務がある。IDAは事業者から提出されたレポートとサービス加入者からの聞き取り調査を基に、改善の必要があると判断された事業者に対してはその旨を通知する。一定の期間が経っても改善されない場合、事業者はIDAに対して罰金を払わなければならない。罰金の金額は、1回目の通告の場合、改善されるまでの期間、1ヶ月あたり5,000Sドル (約33万円)、2回目の通告の際には1ヶ月あたり10,000Sドル (約67万円) を支払わなければならない。
- 〈注3〉 クラス免許のうち3年毎の更新が要求されるサービスは、専用線を使用する蓄積・検索型付加価値サービス、Live Audiotex Service、コールバック、VOIP、インターネット接続サービス (2次ISP)、国際コーリングカードで、免許期間がないサービスは、専用線を使用しない蓄積・検索型付加価値サービス、公衆交換型サービスの再販、公衆電話サービスとなっている。
- 〈注4〉 1999年に作成された通信法第6節に定義されるPublic Telecommunication Licenseeで、現在はSingTel, StarHub, SCVの3社が指定されている。





(注38)

シンガポール政府は、財務省 (Ministry of Finance) の監督下に置かれているテマセク持株会社 (Temasek Holdings) 等を通じて同社の株式を所有している。

(注39)

これまで完全自由化の開始時期前倒しは、2007年から2002年、2002年から2000年と計2度あった。

1度目の改定の際、政府はSingTelに対し、市場独占権喪失の補償金として15億Sドル(約1,010億円)を分割で支払うことを取り決めた。しかしながら2000年月中旬、IDAは15億Sドルのうち3億8,800万Sドル(約260億円)は補償金にかかる税金であるとしてSingTelに返却を要求したが、法的に問題がないという理由で拒否されたため、IDAは今年7月下旬にSingTelを相手取って訴訟を起こした。

尚、2度目の完全自由化開始時期早期化改定の際には、政府はSingTel社とStarHub社に対してそれぞれ8億5,900万Sドル(約578億円)、10億8,200万Sドル(約730億円)の補償金を支払うこととした。



KDD RESEARCH

### 3. 規制緩和・市場自由化の状況

#### 3- (1) シンガポール・テレコム (Singapore Telecom) の民営化動向

1992年、シンガポール政府はそれまでシンガポール電気通信庁 (TAS) の通商部が所管していた電気通信業務を同庁より分離して、株式会社としてのSingTelを設立した。1993年、政府は更にそれまで100%保有していたSingTelの株式の一部を放出し部分的民営化を図った。

現在、SingTel株のおよそ78%<sup>(注38)</sup>が政府によって保有されているが、この度のSingTelによるC&W Optus買収に伴い、政府は同社の「政府系企業」というイメージを払拭する目的で、重要な決定に対する拒否権行使を可能にする「黄金株」と呼ばれる特別な株式を2001年4月に放棄した。また、政府はSingTelによるC&W Optus買収に先立って、SingTel株保有率を下げる意向を言明した経緯もあるので、今後その保有比率は低下すると期待されている。

#### 3- (2) 通信市場の競争状況

政府は完全自由化を前倒しして2000年4月に実施した<sup>(注39)</sup>。それに伴いIDAは、設備ベース事業者 (FBO) ならびにサービスベース事業者 (SBO) あわせて約200以上の国内外の事業者に対して免許を発行した。

### 4. 主な通信プレーヤー

#### 4- (1) 固定電話/データ通信分野

##### 【Singapore Telecom】

旧独占事業者であるSingTelは現在、国内、国際の固定電話事業を手掛けている。同社はSingTel Mobileを始めとする複数の子会社を保有しており、そのグループはシンガポールを代表する総合通信グループとなっている。

尚、2000年度の同グループの売上げは約49億2,600万Sドル(約3,320億円)で、そのうちの約60%にあたる29億7,000万Sドル(約2,000億円)がSingTelの売上げとなっている。

又、同社は市場の自由化に伴う国内シェアの落ち込みを補うため、積極的な海外投資を行っており、その収益は同グループの売上げの約30%を占めるに到っている。尚、SingTelは今年8月末に豪第2位の携帯電話事業者C&W Optus買収の認可を豪政府より得て、現在、完全買収の手続きを進めているが、同社CEOのLee氏は今回の買収によって海外のジョイントベンチャー企業や系列会社からの寄与金(配当等)が従来の2倍以上になると見込んでいる。

尚、現在の主な出資先は下表の通り。



■参考1：海外におけるシンガポール・テレコムの主な出資先

国名	事業者名	出資率	事業内容
オーストラリア	C&W Optus	100%	総合通信
インドネシア	Bukaka SingTel International	40%	固定通信
インド	Bharti Tele-Ventures	28.5%	総合通信
フィリピン	Globe Telecom	23.6%	総合通信
インドネシア	PT Telkomsel	22.3% (見込み)	携帯電話
タイ	Advanced Info Service	21%	携帯電話
ベルギー	Belgacom	12.15%	総合通信

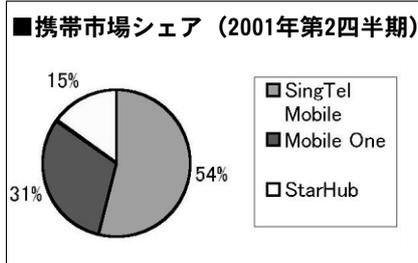
【参照データ】 FULL FINANCIAL REPORT (financial year 2000/2001) 等

【StarHub】

同国第2位の通信事業者で、2000年の市場完全自由化に伴い国内ならびに国際の固定電話、国内、国際専用線、データ通信、国内移動体通信事業を開始した。又、今年6月にはシンガポール唯一のCATV会社SCVとの合併計画を発表した。現在、株主およびIDAからの合併認可待ちで、認可後数ヶ月以内に合併を完了する意向を発表している。尚、同社の2000年度の売上げは3億Sドル（約200億円）、同社の株式はSTT (Singapore Technologies Telemedia) が60%、NTTが22%、BTが18%を保有している。

4- (2) 移動体通信分野

シンガポールの携帯電話加入者は、2001年第2四半期には約300万人、普及率は72.46%となっている。右表の通り、現在、携帯市場においては3社間で競争が繰り広げられているが、その中でもSingapore Telecomの100%子会社であるSingTel Mobileが市場の半分以上を占有している状態にある。



【出典】 Global Mobile誌 (2001/9/12)

■表5：シンガポールの携帯電話事業者

事業者名	提供方式	開始年月	加入者数	市場シェア	主要出資構成
SingTel Mobile	GSM 900/1800 db	1995年	1,636,000	54%	SingTel 100%
Mobile One	GSM	1997年	900,000	30%	Keppel T&T 35% Singapore Press Holdings 35%
	CDMA1900	1998年	25,000	1%	
StarHub	GSM1800	2000年4月	447,000	15%	STT 60% NTT 22% BT 18%

※加入者数は、Global Mobile誌 (2001/9/12) に基づく2001年第2四半期のデータ





## ●シンガポール

### 【Singapore Telecom Mobile】

1998年にSingTelの100%出資によって設立された移動体通信事業者。現在、国内市場の半数以上を占めている。尚、1999年度の売上げは8億8,000万Sドル（約590億円）となっている。

### 【Mobile One】

1994年に設立されたシンガポール第2位の移動体通信事業者。携帯電話、ページングサービスを手がけている。尚、1998年度の売上げは約2億Sドル（約135億円）となっている。

### 【StarHub】

詳細は4-（1）固定電話/データ通信分野参照

### 4-（3）インターネット分野

シンガポールは情報通信分野において地域の「ハブ」となるべく、80年代から国家をあげてIT政策に注力してきた。1998年10月、政府は通信市場の完全自由化に先駆けインターネット市場に限って条件付き自由化<sup>（注40）</sup>を実施し、翌年には外資規制を全面撤廃した。

このような背景のもとで、同国のインターネット普及率は2001年6月現在で47.6%と他のIT先進国、地域と比べて高い普及率となっている<sup>（注41）</sup>。

尚、2001年4月現在、同国のインターネット市場には42のISP事業者が参入している。

### 【Sing Net】

1994年にSingTelの100%子会社として設立された国内初のISP事業者。現在、親会社のSingTelが手がけている固定電話加入者を対象にしたインターネット無料接続サービスと併せて一定量のメールが無料になるサービスを行っている。尚、同社は他に、ADSL、IP電話、IPFAXサービスなどを手がけている。

### 【Pacific Internet】

1995年に設立され、現在はシンガポールを含むアジア・パシフィック地域の6ヶ国においてインターネットサービスを展開している。同社は2000年10月より国内の企業、個人向けDSLサービスを開始し、2000年12月末現在の同社のDSL加入件数は1,520件となっている。

2000年度のシンガポールにおける同社の売上げは約3,800万USドル（約45億円）で、アジア・パシフィック地域からの売上げ6,300万USドル（約75億円）の60%を占めているが、他のISPのインターネット接続無料サービスに苦戦し、2000年度の結果としては約2,200万Sドル（約15億円）の赤字を出す結果となった。尚、2001年6月現在のグループ全体の従業員数は1,000人超となっており、同社の株式はSembCorp Venturesが41.8%、SIM Venturesが13.95%を保有している。

### 【StarHub Internet】

1999年に、同国第3位のISPであったCyberWayをStarHubが買収し同社が設立され

（注40）

新規参入の認可条件とは、最低限の品質保証、認可費45万Sドル（約3,000万円）、毎年売上げの1%（最低1万Sドル/約67万円）を納付、シンガポールの国際ハブ機能を発展させる事への協力義務、別途保証金100万Sドル（約6,700万円）で、認可期間は5年間、以後3年ごとに更新できる。又、外資に対しては出資比率が49%以下に制限されていた。

（出典：アジアからのネット革命/会津泉 著/岩波書店）

（注41）

参考までに主要国のインターネット普及率を記載すると米国（42%）、オーストラリア（37%）、香港（36%）、英国（35%）となっている。（出典：NNA、2000年8月31日のシンガポール関連記事）



KDD RESEARCH



た。StarHubの100%子会社である。同社は、電話新規加入とセットのインターネット無料接続サービス「Surf For Free」をはじめとする低価格の諸サービスを展開している。

#### 4- (4) CATV分野

同国のCATV加入件数は2001年4月末現在において約265,000件となっており、国内唯一のCATV事業者であるSCV (Singapore Cable Vision) が同国の市場を独占している。

##### 【SCV】

1995年からCATVサービスを開始すると同時に、国内全域に渡るCATV用のHFC網を4年間かけて構築し1999年末よりインターネット接続サービスを開始した。又、今年6月に同社はシンガポール第2位の固定、携帯電話事業者であるStarHubとの合併計画を発表した(4- (1) 【StarHub】参照)。

尚、同社の株主構成はMedia Corp of Singapore (41.3%)、STT Communications (32%)、Singapore Press Holding (26.7%) となっている。

## 5. 最近の動き

IDAは2001年4月にSingTel Mobile、Mobile One及びStarHubの3社に第3世代携帯電話(3G)の事業免許を1免許1億Sドル(約67億円)で付与した。当初、免許はオークションによって4社に付与される予定であったが、実際に入札に参加する事業者は3社のみということもあり、IDAは急遽、免許の付与金額を一律に変更した。現在、IDAは2002年4月以降に4番目の3G免許を発行するか否かを検討中である。

(五十嵐 望)

##### <文中の換算率>

1Sドル(シンガポール・ドル) = 67.39円  
(2001年9月25日東京の対顧客電信売り相場)  
1USドル(米ドル) = 118.60円  
(2001年9月25日東京の対顧客電信売り相場)

##### <出典・参考文献>

通信情報技術省(MCIT) ホームページ (<http://www.mcit.gov.sg>)  
IDAホームページ (<http://www.ida.gov.sg>)  
SingTelホームページ (<http://home.singtel.com>)  
StarHubホームページ (<http://www.starhub.com.sg/main.html>)  
Mobile Oneホームページ (<http://www.mobileone.com.sg/>)  
Sing Netホームページ (<http://my.singnet.com.sg/>)  
Pacific Internetホームページ (<http://www.pacfusion.com/>)  
StarHub Internetホームページ (<http://www1.starhub.net.sg/cgi-bin/main.cgi>)  
SCVホームページ ([http://www.scv.com.sg/about\\_scv/default.asp](http://www.scv.com.sg/about_scv/default.asp))



KDD RESEARCH



## シンガポール

### ヴァージン・モバイル・アジアがシンガポールでサービス開始

今回のイベントは同社にとってアジア地域進出への希望に満ちた第一歩になる筈だったが、初日からトラブルが発生。どうにかトラブルを解決したものの、サービス自体に真新しさがあるわけでもなく同社の先行きに対するアナリスト等の評価は厳しいものとなっている。

英国のVirgin Groupとシンガポール最大の通信事業者Singapore Telecom（以下SingTel）が折半出資して昨年11月に設立したVirgin Mobile Asia（以下ヴァージン・モバイル）が10月12日にシンガポールで携帯電話サービスを開始した。

サービス開始当日から、ライバルのM1およびStarHubの携帯電話よりヴァージン・モバイルの携帯電話へ電話することが出来ないというトラブルが発生した。原因は、ヴァージン・モバイルが、M1とStarHubに自社の携帯電話加入者の電話番号と番号割り当て区域を通知する時期が遅かったためである。通常、同国の通信事業者間では、少なくともサービス開始の3週間前に顧客情報の通知を行わなければならない。M1とStarHubが通知を受けたのは1週間前であったため、両社は通話が可能になるのは10月下旬頃とコメントしていた。

これに対し、Virgin GroupのCEOであるRichard Bransonは8月15日には通知したと主張し、M1、StarHubに対して「反競争的で姑息な行為」と批判している。だが、10月13日付けのBusiness Timesに記載されているStarHub社のコメントによれば、ヴァージン・モバイルがSingTel Mobileに申出書を渡したのが8月15日であり、SingTel Mobileがヴァージン・モバイルに代わって相互接続の申し出を行ったのが、サービス開始約1週間前の10月4日だった模様。結局、ヴァージン・モバイル株を所有する2社のCEO等による交渉によって、サービス開始の翌日よりM1、StarHubとの相互疎通が可能となった。

同社は独自の通信設備を持たずに他社からリースして事業を行うMVNO（仮想移動体通信事業者）<sup>(注42)</sup>で、シンガポールではSingTel Mobileが保有するエア・タイム（air time）を再販するサービスを行う。

尚、同社のCEOであるRoss Cormack氏は、シンガポールにおいて今後1年以内に65万人の加入者を獲得し、2003年度迄には単年度黒字を達成するとの抱負を語っている。

又、ヴァージン・モバイルは今回のシンガポール市場への進出を足掛かりとして、日本、中国、香港などのアジア10ヶ国に進出を予定しており<sup>(注43)</sup>2006年迄にアジア地域において20億USドル（約1,370億円）の事業投資を行って600万人から1,000万人の加入者を獲得する計画を立てている。

(注42)

IDAはMVNOに対する自社ネットワークの開放を事業者間交渉に委ねることとし、FBOがMVNOに対して過度な制限や反競争的行為を行った際のみ、事業者間に介入し仲裁する。

(参考：IDA「IDA'S Decision -5 September 2001」

[www.ida.gov.sg/Website/IDA-home.nsf/Home?OpenForm](http://www.ida.gov.sg/Website/IDA-home.nsf/Home?OpenForm))

尚、シンガポールにおけるMVNOの義務は、次の通りである。1) 警察通報用電話ならびに災害時等の緊急通報、その他通信省が定める国家緊急サービスの24時間無料提供 2) ナンバーポータビリティの実施 3) 最低限のサービス品質の保持 4) 加入者向けプリペイドSIMカードの発行 5) プリペイドSIMカードを配布した全ての小売り業者及び購入者の記録 6) プリペイドSIMカードの販売活動を行っている小売り業者へのカードの分配管理

(参考：IDA「MOBILE VIRTUAL NETWORK OPERATION LICENSING FRAMEWORK」

[www.ida.gov.sg/Website/IDA-home.nsf/Home?OpenForm](http://www.ida.gov.sg/Website/IDA-home.nsf/Home?OpenForm))

(注43)

ヴァージン・グループのアジア地区総括責任者であるクレイサティ氏は2001年7月下旬に、日本においてドコモを除く複数の通信事業者と提携交渉を進めていると公表した。具体的な参入時期は未定。尚、台湾及び香港に関しては現在、両国の事業者と提携に関する商談を行っており、台湾に関しては年内に何れかの事業者との提携関係締結を目標にして行動している。



KDD RESEARCH



## COMMENT

これまで様々な業種に新規参入し数々の成功を収めてきたVirgin Groupではあるが、今回のシンガポールのモバイル市場への進出は苦難が多いとの見方が強いようだ。

現在、人口約400万人の同国には、既に3社が参入して競争を繰りひろげており、2001年第2四半期の携帯電話普及率は72.46%にも達している。そのため、新たに加入者を獲得するのはかなり難しいとの見方である。又、ヴァージン・モバイルの料金プランがライバル他社に比べて割高であるのも複数のアナリストが不利な点と指摘している。例えば、ヴァージン・モバイルの顧客は、1分20Sセント（約14円）の通話料金に加えて、1コールごとに20Sセントのカヴァーチャージ<sup>(注44)</sup>を支払わなければならない。一方、ライバル他社は割安なプリペイドカードを発行しており、ヴァージン・モバイルの加入者が35Sセント（約24円）支払うところを、18Sセント（約12円）から28Sセント（約19円）で済ますことができる。加えて、M1やSingTel Mobileの顧客はSMSサービスが無料で利用出来るのに対して、ヴァージン・モバイルの顧客は1通送信する毎に10Sセント（約7円）支払わなければならない。同国の若者は1ヶ月間に平均で約500通のSMSを送信すると言われており、ヴァージン・モバイルのサービスを利用すれば通話料金の他に1ヶ月あたり50Sドル（約3,400円）のSMS使用料がかかる計算になる<sup>(注45)</sup>。

一方、Virgin GroupのCEOであるBranson氏によれば、今まで複雑な料金体系や長期契約などで縛られていたシンガポールの携帯電話利用者にとって、時間帯に関係なく通話時間をそのまま料金換算するというシンプルで透明性のある料金体系は大変魅力的であり、また同社のブランドネームは非常に知名度が高いため、加入者を獲得する際の強みになるなど比較的楽観的な見方をしている。

多くのメディアによる予測とは反対に強気の姿勢を見せているヴァージン・モバイルではあるが、ピラミッドリサーチ社のアナリストが同社のサービスを「新しいものは何も無い」（Nothing new under the sun）と表現した通り、他社と比較してもさほどメリットがあるとは思えない現状のサービスで高いシェアを獲得するのは難しいだろう。携帯電話の普及率が飽和状態に達しつつある同国の市場において加入者を獲得するためには、豪で事業を展開しているヴァージン・モバイル・オーストラリア<sup>(注46)</sup>の様に、ヴァージン・グループが保有するVirgin Blue<sup>(注47)</sup>のサービス特典を一部の利用者に提供したり、一定期間内に契約した50豪ドル以上の利用が3ヶ月続けてある新規加入者にはギフト券を贈呈するなどの付加価値付与（マーケティング上の工夫）が必要となるだろう。

（五十嵐 望）

### <文中の換算率>

1Sドル=68.6円（2001年10月1日東京外為市場TTS）  
1USドル=120.8円（同上）

### <出典・参考文献>

IDAホームページ（<http://www.ida.gov.sg>）  
The StraitsTimes（2001/10/12、10/13）  
The BusinessTimes（2001/10/13、10/15）  
AsiaOne（2001/10/15）  
Singapore.CNET.com（2001/10/12）  
Total Telecom（2001/10/12）  
Global Mobile誌（2001/9/12）

（注44）

通話時間の長短に関わらず、携帯発信1回毎にかかる料金のこと。

（注45）

ボイスメール、番号通知サービス、キャッチホン（通話中着信サービス）は無料で利用できる。

（注46）

ヴァージングループは昨年11月にオーストラリア第2位の携帯電話事業者Optusとの折半出資で合弁会社ヴァージン・モバイル・オーストラリアを設立し、既に事業を展開している。株主であるOptusは現在、SingTelの100%子会社となっているため、同社の株式の半分はSingTelによって間接的に保有されている。

（注47）

2000年中旬に、英ヴァージンアトランティック航空により設立された豪の航空会社



KDD RESEARCH



(注48)

独立的規制機関である国家通信委員会（NTC）については、2000年3月に成立したNBC（国家放送委員会）・NTC法のもとで実施する。また、TOT、CATの民営化に関しては、1999年4月に成立した公企業会社化法（Corporatization Act）のもとで実施する。しかし現実的な実施の面で遅れが出ており、両者とも今のところ2002年の実施が見込まれている。TOTについては（株）NNAの2001.10.26付けニュースによると、Sutham Malla総裁から、2002年6月にタイ証券取引所（SET）に上場する計画が明らかにされた。2001年内に外資パートナーを決め、2002年1月に資本金280億バーツ（778億円）で株式会社化、6月に120億バーツ（334億円）の増資を実施し、100億バーツ（278億円）相当をSETで放出、20億バーツ（56億円）を社員に割り当てる予定も示された。

(注49)

現法（1934年電信電話法）のもと、別の法律で49%が規定されている。今般の25%条項については、下院に回る前の上院で編成された結果である。25%となった理由については、一般的には安全保障等の観点からの外資に対する警戒、民族資本の保護育成と推察され得る。タクシン政権の母体である愛国党は民族資本を重要視しているはずであり、政権が法成立を最優先して当面議会の空気に歩み寄ったとも取れる。また、うがった見方かもしれないが、TOT、CATに関する戦略提携外資の参加率が25%に予定されている点に合わせた結果（→国有系事業体の当面の保護育成）と推察できないこともない。事実、TOT総裁は、新法を妥当な枠組だとして擁護している。いずれにせよ、その理由について明確な報道はなされていないようである。



KDD RESEARCH

## タイ

### タイで新通信法案が国会を通過

2001年10月10日のタイ下院で、激しい討論後276対76で懸案の新通信法が成立した。しかし、外資制限が従来の49%から25%への改悪となっており、早くも批判や見直し検討発言が出ている。

#### 1. 経緯、背景

タイでは1995年来、電気通信自由化のためのマスタープランが閣議承認されては政権交代で木阿弥になるという状況が続いた。1995年5月のチュアン内閣案、同11月のバンハーン内閣案、1997年11月のチャワリット内閣案という具合である。前チュアン内閣、現タクシン内閣に引き継がれたものは、チャワリット内閣の第3次マスタープランであった。

1997年、1998年はアジア通貨経済危機に揺れたが、1997年2月のWTO基本電気通信サービス交渉結果（→タイは2006年までの外資を含む完全自由化を約束）、通貨経済危機に際してのIMF合意（→タイ国への融資条件の一つに国有企業の民営化）が外からの自由化推進圧力となったことは事実である。こうした経緯の延長として、第3次マスタープランに立脚した新通信法案が国会で採決されるに到った。

#### 2. 新通信法

##### (1) 新通信法の骨格

新通信法案は前チュアン内閣がドラフトし、タクシン内閣に引き継がれたものである。新通信法は、設立予定の独立的な規制監督・免許付与機関である国家通信委員会（NTC）<sup>(注48)</sup>が、現在の通信業界を公的独占前提の事業権制（収入分配方式）から免許制（免許料方式）の下での自由参入体制に移行させるための基礎を与えるものである。ただし、外資制限を当面25%に設定したことで、現在の49%からの後退となった<sup>(注49)</sup>。

なお、新通信法の発効時期については、(1) 首相が20日以内に国王の署名を得、官報に公告後90日で発効 (2) NTC発足後3ヶ月以内、と2種類の情報があるようであるが、現実問題としてはNTCの設立が前提と考えられる。現実的な意味での発効は2002年後半にずれ込む可能性も否定できない。

##### (2) 新通信法への批判点

外資規制が25%に改悪となった点に関し、事業者協会長のKosol Phetsuwan氏やアナリストは、国としての基本的な自由化方針に逆行し、外資の投資意欲を殺ぎ、ひ



いては消費者に不利益をもたらすとして批判している。また、より具体的な動きとして、地方固定電話会社のTT&Tは当該規制を緩和するよう正式に政府に要請した<sup>(注50)</sup>。

新法そのものには本外資規制の適用方法に関する記述はなく、民族資本と外資との協業を重視する運輸通信省は既存出資外資については適用せず、新環境のもとでの新規参入に関するものだという解釈を与えているが、早くも法改正を検討する旨の発言がWan Muhamad Noor Matha大臣から出ている<sup>(注51)</sup>。

■表：主要事業者の株主状況

事業者	主要民族資本 (%)	主要外資 (%)
Advanced Info Service	Shin Corp. (40.51)	Singapore Telecom (20)
Total Access Communication	UCOM (41.64)	ノルウェーTelenor (29.94)
CP Orange	TelecomAsia, CP Group (51)	英Orange (49)
TelecomAsia	CP Group (23.73)	米Verizon下Bell Atlantic (18.19)
Thai Telephone and Telecommunication	Jasmine (35)	NTT西日本 (12)
UCOM	Boonchai Bencharongkul (12.37)	ノルウェーTelenor (24.9)
Samart	Vilailuck Family (34)	Telekom Malaysia (20)
Shin Corp.	Shinawatra Family (42.61)	Singapore Telecom (5.18)
Shin Satellite	Shin Corp. (37.09)	多数

(参考資料) Bangkok Post 2001.10.12 (←原典 Stock Exchange of Thailand)

## COMMENT

新通信法の採決、成立そのものは、これまでの紆余曲折を考えるとむしろ評価できる。しかし現実問題として、外資規制改悪の点で周囲から見ると唐突感を否めない。米国ピラミッドリサーチ社の関連解説記事は、「乱心 (distraction)」「気まぐれ (whim)」とまでの形容をしている。

この点については早晩法律改正になるものと思われる。非社会主義国の途上国で25%というのは国際的に見ても低すぎ、さもないと国際的な信用を失いASEANのなかで浮く恐れもある。タイは外資を積極的に呼び込みつつ、競争、切磋琢磨を通じて民族資本を育てる道を選ぶべきであろう。

(河村 公一郎)

### <文中の換算率>

1パーツ=2.78円 (2001年10月1日の東京市場TTS)

### <出典・参考文献>

KDDIタイランド各調査報告  
 アジアの通貨危機と情報通信産業の展望 (1998.10.6 RITEシンポジウム)  
 Bangkok Post (2001.10.11, 10.12)  
 (株) NNAのPowerAsia情報 (2001.10.26)  
 Total TelecomのHP (www.totaltele.com) のタイ関連記事 (thailandで検索)  
 Pyramid Research社 Perspective (Asia-Pacific 2001.10.18)

(注50)

TT&TのPisit Leeantham社長は「現在の外資比率は計20%程度だが、443億6,000万パーツ(1,233億円)の債務リストラ契約調印後に通信自由化下の戦略的観点から提携内容を見直すこととしており(外資比率を40~50%に高める)、同法が施行されると外資パートナーとの提携が難しくなる」としている。

(注51)

法律運用の実際や法改正の提起等については、将来的には運輸通信省よりも設立予定のNTCに依ってくる。



KDD RESEARCH

## 編集後記

■ 10月10日の日経新聞朝刊の片隅に目を引く記事がありました。イタリアで中央政府から地方政府への大幅な権限委譲を定めた憲法改正案の是非を問う国民投票が10月7日に行われ、開票の結果同案が承認されたというものです。2001年内にも憲法が改正される見通しで、中央政府の権限を外交、国防、司法、環境等に限定、残りの権限は20の州に移されることとなり、連邦制実現への第一歩となるそうです。2002年1月のユーロの市井流通で強まる汎欧州市民意識のなかで、国境意識が弱まりローカル意識が強まる（：生活はローカルに、交流は汎ユーロピアンに）．．．地域格差の大きいイタリアにおいて、地方を勃興させ国全体を底上げする良策のように感じます。

グローバル環境、特にアジア的環境に一層取り込まれていく日本においても、この様な大胆な地方分権実施こそ一つの「構造改革」という気がします。不良債権抜本処理などは当たり前のことで、改革の名にふさわしくありません。明治以降130年以上を経て、国全体があまりにも中央に傾き、東京の狂騒や沈滞がそのまま地方に伝播する．．．文化的、心理的な中央依存にさえなっていないのでしょうか。求心力低下といった議論があるとすれば時代遅れの様な気がします。

日本新生の一礎石として地方分権を本格実施し、多彩な自主性と切磋琢磨を引き起こし、更にこれを超高速通信回線やITSの施された無渋滞道路による地域間相互接続で有機化してはいかががでしょう。また、地方による自律的な外的交流を喚起すべきで、北海道が極東ロシアと経済圏を創るといったダイナミックな動きがあってもいいように感じます。

■ 本誌ご購入のお申し込みは、電話（03-3347-9139）で承りますほか、弊社ホームページ内のお申し込み書式（メール発信形式）もご利用できます。また、バックナンバーのご注文もできます。

■ 弊社ホームページのURLは次のとおりです：  
<http://www.kdd-ri.co.jp>

■ 読者の皆様とのコミュニケーションをより緊密化したいと考えております。本誌の記事について、お問い合わせ、ご意見等をお寄せください。頂いたご意見は、利活用度の高い誌面づくりの参考にさせていただきます。

■ 弊社では、諸外国の通信事情の調査を含む各種個別調査、また、セミナー向け講師の派遣や本誌への広告掲載のご要望も承っております。企画の段階からでもご一報いただければ、ご相談に応じさせていただきます。

（編集人 河村）

〒163-8550 東京都新宿区西新宿2-3-3  
KDDIビルアネックス4F  
株式会社 ケイディディ総研  
メディア研究部 河村宛  
TEL：03-3347-9127  
FAX：03-5381-7017  
E-mail：ko-kawamura@kdd-ri.co.jp

KDD 総研

# R&A

世界の通信ビジネスの最新情報誌

2001 November



- 発行日 2001年11月20日
- 発行人 山本 隆臣
- 編集人 河村 公一郎
- 発行所 株式会社 KDD総研  
〒163-8550 東京都新宿区西新宿2-3-3 KDDIビルアネックス4F  
TEL 03 (3347) 9139 FAX.03 (5381) 7017
- 年間購読料 30,000円（消費税等・送料込み、日本国内）
- レイアウト・印刷 株式会社丸井工文社



海外販売代理店

- KDDI Deutschland GmbH  
Immermannstr. 45, D-40210 Düsseldorf, Germany  
Tel:49-211-936980 Fax:49-211-9369820
- KDDI HONG KONG LIMITED  
10/F West, Warwick House, Taikoo Place, Quarry Bay, Hong Kong  
Tel:852-2525-6333 Fax:852-2868-4932
- 眞韓圖書 (JIN HAN BOOK STORE)  
大韓民国Seoul特別市中区巡和洞1-170 Samdo Arcade 12  
Tel:82-2-319-3535 Fax:82-2-319-3537
- 海外新聞普及 (株) (OCS)  
〒108-0023 東京都港区芝浦2-9  
Tel:03 (5476) 8131 Fax:03 (3453) 9338